第211回国会
（1月23日～6月21日）

山田太郎WORKS
中間発表
【党務編】

2023年4月26日

山田太郎事務所

Ver 12.0

本日の内容

1. 山田太郎の基本情報
2. 党内での政策立案
3. 中心政策に関する取り組み
4. 視察

山田太郎の基本情報

山田太郎の所属委員会／党内での役職（第211回国会）

2023年4月18日時点

◆ 参議院

- **内閣委員会 理事**
- **地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会 理事**
- 決算委員会 委員
- 消費者問題に関する特別委員会 委員

◆ 参議院自由民主党

- 参議院 政策審議会 副会長
- 参議院 不安に寄り添う政治のあり方勉強会 事務局次長

◆ 自由民主党

- 政務調査会 内閣第一部会 部会長代理
- 政務調査会 知的財産戦略調査会 事務局次長
  - デジタルコンテンツ戦略小委員会 事務局長
- 政務調査会　デジタル社会推進本部 事務局長代理
  - 防災DXプロジェクトチーム 事務局長
- 政務調査会 「こども・若者」輝く未来創造本部
  - 「こども・若者」輝く未来実現会議 事務局次長
  - こどもDX小委員会 小委員長
- 政務調査会 孤立孤独対策特命委員会 事務局長代理
- 政務調査会 新しい資本主義実行本部
  - スタートアップ政策に関する小委員会　事務局次長
- 政務調査会 クールジャパン戦略推進特命委員会 事務局次長
- 政務調査会 少子化対策調査会　副会長
- 政務調査会 スポーツ立国調査会バーチャルスポーツ推進ＰＴ 事務局長代理
- 広報本部 ネットメディア局 局長代理
- NPO・NGO関係団体委員会 副委員長

◆ 議員連盟

- マンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟 事務局次長
- 障がい者所得倍増議員連盟
- ルール形成戦略議員連盟
- 少子化社会対策議員連盟
- 地方創生・未来都市推進議員連盟
- Withコロナ・Afterコロナ新たな国家ビジョンを考える議員連盟
- ひきこもり支援推進議員連盟
- 成育基本法推進議員連盟
- 「こどもホスピス」を応援する議員連盟 呼びかけ人
- 児童の養護と未来を考える議員連盟
- オンラインゲーム・eスポーツ議員連盟
- 超党派 日本・フィンランド友好議員連盟
- 公立小学校にスクールバス導入を目指す議員連盟
- 子どもの貧困対策推進議員連盟
- 自殺対策を推進する議員の会
- Children First の子ども行政のあり方勉強会 共同事務局
- 子どもの健全な外遊びを推進する会
- 発達障害の支援を考える議員連盟
- 改質リグニン活用推進議員連盟
- 花粉症対策議員連盟

カテゴリー別活動報告

1. 表現の自由

①新サイバー犯罪条約
②海賊版対策（CODAとの連携等）
③ゲーム依存症勉強会
④有害図書指定制度問題
⑤クレジットカードとプラットフォーマー関係

2. こども政策

①こども家庭庁・こども基本法
②異次元支援、こども大綱
③子育て支援アンケート（小倉大臣、参議院、総理）
④困難を抱える子の支援
　1. 不登校問題（草潤・エール岐阜）
　2. 指導提要と指導死問題
　3. 障がい児支援所得制限廃止
⑤いじめ・こどもの自殺

3. デジタル政策

①AIと著作権
②デジタルアーカイブ（デジタルアーカイブ振興法（仮）の提言他）
③次期重点計画、包括的データ戦略

4. その他

①花粉症対策（総理質疑、議連）
②障がい者支援（優先調達関係）

進捗報告

AI開発と著作権：岸田総理の答弁

- 決算委員会（2023/04/03）
  - AIの光と影に対応した政策について

→ 岸田 文雄内閣総理大臣



ＡＩ開発での著作物の利用がどこまで適法なのか、
どこから違法になるのかについてはしっかりとこれ政府で検討する必要があると
思うんですけれども、御見解いただきたいと思います



ＡＩ開発でのこの著作物利用の適法性については、
個別具体の事案に即して最終的には司法判断による

ＡＩに関する動向の把握に努めるとともに、御提案も踏まえて
ＡＩ政策に関する組織体制の強化に向けて取り組んでまいりたいと考えています

知的財産権に関するルールメーキングを含め、
総合的なAI政策を継続的に議論する政府部局の設置が必要

AI戦略チームの初会合／AI戦略会議の立上げ



「AI戦略チーム」が初会合（2023年4月24日）

政府は、チャットGPTなど文章などを自動的に作る生成系AIの活用について、各省庁間で方向性や課題などの情報を共有する「AI戦略チーム」の初会合を開きました。

AI戦略チームは村井総理補佐官をチーム長とし、内閣府や総務省など関係省庁の実務者で構成されています。

上段　出典：テレ朝news
https://news.tv-asahi.co.jp/news_economy/articles/000296707.html



「AI戦略会議」の立上げ（2023年4月26日発表）

対話型のAI＝人工知能の活用が急速な広がりを見せるなか、政府が個人情報の保護など、AIの新たなルール作りの司令塔となる戦略会議を立ち上げることが分かりました。

AI戦略会議は、AIを巡る国家戦略を検討する場で、来月にも初会合を開く予定です。

下段　出典：テレ朝news
https://news.tv-asahi.co.jp/news_politics/articles/000296962.html

党内での政策立案

- 政務調査会 内閣第一部会 部会長代理
- 政務調査会 知的財産戦略調査会 事務局次長
  - デジタルコンテンツ戦略小委員会 事務局長
- 政務調査会　デジタル社会推進本部 事務局長代理
  - 防災DXプロジェクトチーム 事務局長
- 政務調査会 「こども・若者」輝く未来創造本部
  - 「こども・若者」輝く未来実現会議 事務局次長
  - こどもDX小委員会 小委員長
- 政務調査会 孤立孤独対策特命委員会 事務局長代理
- 政務調査会 新しい資本主義実行本部
  - スタートアップ政策に関する小委員会　事務局次長
- 政務調査会 クールジャパン戦略推進特命委員会 事務局次長
- 政務調査会 少子化対策調査会　副会長
- 政務調査会 スポーツ立国調査会バーチャルスポーツ推進ＰＴ 事務局長代理

知的財産戦略調査会
デジタルコンテンツ戦略小委員会

自民党 知的財産戦略調査会 デジタルコンテンツ戦略小委員会　開催実績

- **第１回 令和4年10月4日**
  - 知的財産推進計画2022（コンテンツ関係）について
  - 私的録音録画補償金制度について
- **第２回 令和4年11月9日**
  - デジタル時代のコンテンツ戦略について（ヒアリング）
    【中村伊知哉氏、原田雄輔氏】
- **第３回 令和4年12月8日**
  - 著作権制度改革の検討状況
  - インターネット上の海賊版対策の成果と最新課題
    【後藤健郎氏、中島博之氏】
  - インターネット上の海賊版対策と予算措置
- **第4回 令和4年12月14日**
  - 著作権制度改革について
- **第5回 令和5年2月7日**
  - 今国会におけるデジタルコンテンツ関連制度改革について
  - 著作権制度改革について
    【生貝直人氏】
- **第6回 令和5年2月17日**
  - デジタルアーカイブ推進の産官学連携について
    【福井健策氏、緒方靖弘氏】
- **第7回 令和5年4月5日**
  - これまでのAI政策について
  - これまでのデジタルアーカイブ政策について
- **第8回 令和5年4月7日**
  - AIと著作権・知的財産権について
    【上野達弘氏】
  - 国立印刷局のデジタル化の取組み
- **第9回 令和5年4月7日**
  - メディア芸術ナショナルセンターについて
  - AIと著作権・知的財産権について
    【日本マイクロソフト株式会社】

デジタル社会推進本部
防災DX PT

中央防災会議が対象としている大規模地震

発生確率・切迫性が高い、経済・社会への影響が大きいなどの観点から対象とする地震を選定※

被害想定（H24.8, H25.3）
地域指定（H26.3）
基本計画決定（H26.3）

南海トラフ地震

南海トラフで発生するＭ８から
Ｍ９クラスの地震の30年以内の
発生確率：70%～80%

被害想定（R3.12）
地域指定（R4.9）
基本計画決定（R4.9）

日本海溝・千島海溝
周辺海溝型地震

千島海溝で発生するM8.8以上の地震の
30年以内の発生確率：７%～40%

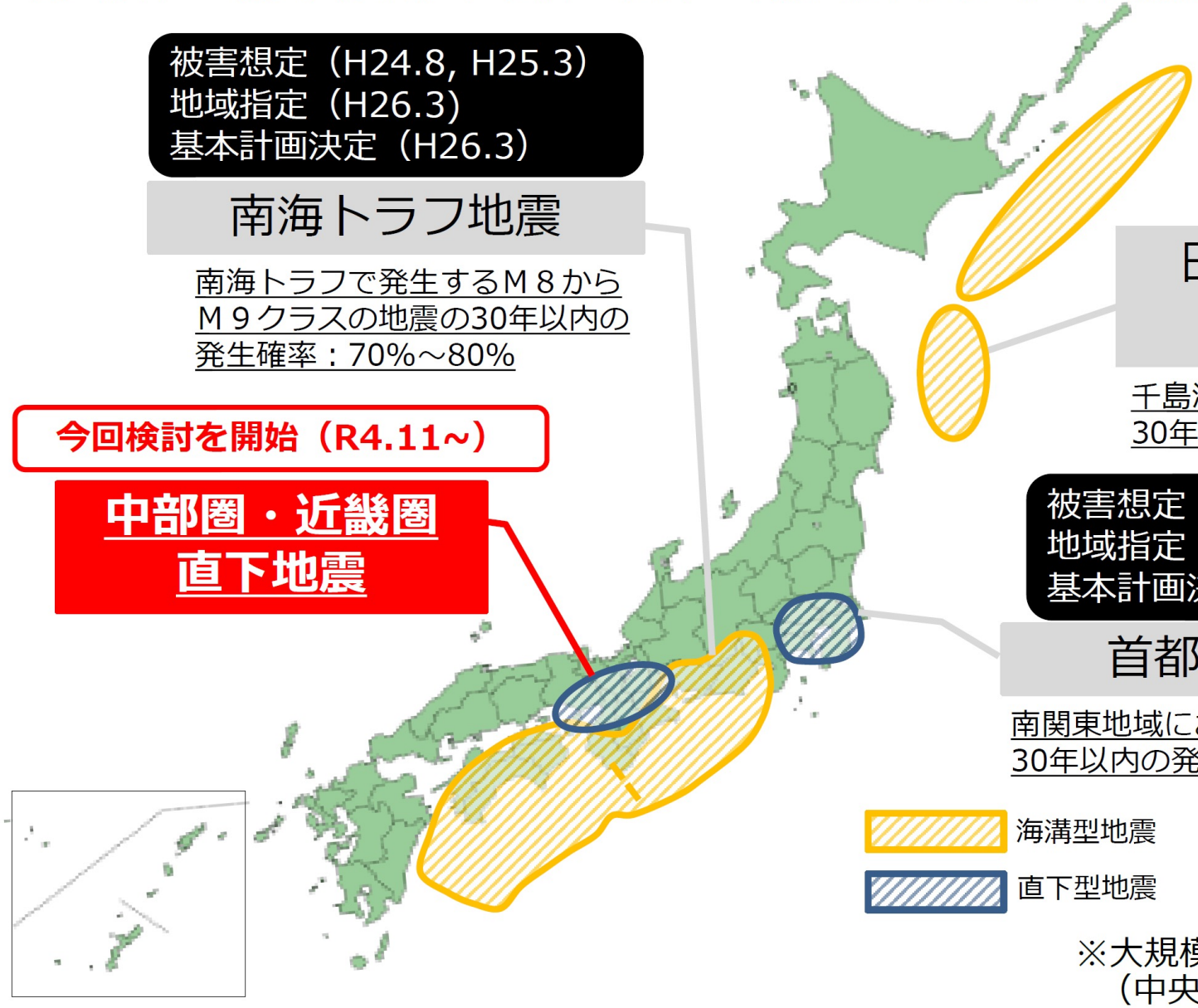
今回検討を開始（R4.11~）

**中部圏・近畿圏
直下地震**

被害想定（H25.12）
地域指定（H26.3）
基本計画決定（H27.3）

首都直下地震

南関東地域におけるＭ７クラスの地震の
30年以内の発生確率：70%程度



海溝型地震

直下型地震

※大規模地震防災・減災対策大綱
（中央防災会議決定（H26.3））

2

出典：内閣府 2022年11月21日「中部圏・近畿圏直下地震モデル検討会　第1回」資料１（https://www.bousai.go.jp/jishin/chubu_kinki/kentokai/dai1kai.html）

中央防災会議において対策を推進する4つの大規模地震

中央防災会議では、地震防災対策の検討に当たって、主に次の観点から対象とする地震を選定
○ **発生確率・切迫性が高い**　○ **経済・社会への影響が大きい**

	発生確率・切迫性 （令和４年１月１日時点の確率）	経済・社会への影響 (あらゆる可能性を考慮した巨大地震・津波による被害想定)	（参考）
南海トラフ地震	**30年以内：70～80%** **20年以内：50～60%**	**死者数：約32万3千人** **全壊棟数：約238万6千棟** **経済的被害額：約214兆円** H24.8 H25.3時点 （死者数および経済的被害額:東海地方が大きく被災するケースによる被害、全壊棟数:九州地方が大きく被災するケースによる被害）	**約100～150年周期**
首都直下地震	【M8クラス海溝型地震】 当面発生する可能性は低い **【M7クラス】** **30年以内：70%** **20年以内：50%**	**死者数：約2万3千人** **全壊棟数：約61万棟** **経済的被害額：約95兆円** （都心南部直下地震による被害） H25.12時点	【M8クラス海溝型地震】 約200～400年周期
日本海溝・千島海溝地震	**【千島海溝地震】** **30年以内：7～40%** **20年以内：5～30%** ※岩手県北部から北海道日高地方の沿岸の日本海溝沿いも前回の発生（17世紀）から約400年経過し、切迫している状況	**死者数：約19万9千人** **全壊棟数：約22万棟** **経済的被害額：約31兆円** （日本海溝地震による被害） R3.12時点	**約300～400年周期**
中部圏・近畿圏直下地震	・活断層があり、過去に大地震が発生して甚大な被害がもたらされた ・南海トラフ地震の前後に活動が活発化した事例がある	**・今後、被害想定を実施** **・府県を越えて市街地が広域化しており、大規模な地震による被害が甚大かつ広範になる可能性** <参考：過去数百年の地震の再現による被害想定> 死者数：約4万2千人 全壊棟数：約97万棟 経済的被害額：約74兆円 H19.11 H20. 5時点	－

出典：内閣府 2022年11月21日「中部圏・近畿圏直下地震モデル検討会　第1回」資料1（https://www.bousai.go.jp/jishin/chubu_kinki/kentokai/dai1kai.html）

自民党 デジタル社会推進本部 防災DX PT　開催実績

2022年

10/26　1回目 基幹系
内閣府防災、デジタル庁、消防庁、気象庁から、災害情報についてヒアリング

11/9　2回目 情報系（インフラ）
国土交通省、環境省、原子力規制庁、内閣府（原防）、内閣府（防災）から、災害情報についてヒアリング

11/16　3回目 情報系（施設）
文科省、厚労省、農水省から、災害情報についてヒアリング

11/30　4回目 通信
総務省、NTTから、災害情報、大規模災害時の通信についてヒアリング

12/7　5回目 個人情報・GPS
個人情報保護委員会事務局、内閣府（防災）、総務省から、個人情報・GPSについてヒアリング

2023年

1/18　6回目 防災DXの将来像
安宅和人教授、国土交通省、防災科研から、防災DXの将来、PLATEAU、CPS4Dについてヒアリング

1/25　7回目 自治体の防災システム、個人情報
神奈川県、LINE（江口 神奈川県CIO兼LINE執行役員）、大分県、防災科研、内閣府防災、
個人情報保護委員会事務局から、自治体の防災システム、個人情報等についてヒアリング

2/8　8回目 電力
経済産業省、消防庁、自治体（常総市）、業界団体（電事連）から、災害情報、大規模災害時の電力についてヒアリング

2/22　9回目 防災IoT
喜連川優教授、内閣府（防災）、国土交通省、農林水産省から、防災IoTについてヒアリング

3/8　10回目 とりまとめ素案

3/15　11回目 提言案
了承(座長一任)

防災DXの推進に関する提言

1　災害対応機関における災害情報の共有体制の構築

⑴　防災デジタルプラットフォームの構築

① 防災デジタルプラットフォームにおける基本ルールの策定
② 次期総合防災情報システムの着実な開発・整備
③ 各省庁の防災情報関係システムとの自動連携の充実
④ 地方公共団体との連携の充実
⑤ 指定公共機関との連携の充実
⑥ 防災ＩｏＴ（ドローン、カメラ、センサー等）
⑦ 使いやすさ、操作性の向上
⑧ ＩＳＵＴ等の充実強化
⑨ 運用・活用体制の充実強化

⑵　通信ネットワークの強靭化

① 非常時における携帯電話の国内ローミングの社会実装
② 電気通信事業者による通信ネットワークの強靭化
③ 通信サービスの障害状況に関する丁寧な周知広報
④ 国や地方公共団体、公共機関等による代替手段の確保
⑤ 電気通信事業者によるISUTへの連携協力
⑥ 電気通信事業者による次期総合防災情報システムの積極的な利用

⑶　停電対策

① 官民の協力体制の確立
② 停電に強い体制作り
③ 災害対応機関と電力復旧情報の共有
④ 国民への停電情報の周知

⑷　防災分野における個人情報の取扱いの明確化

① 防災分野における個人情報の取扱いに関する指針等の地方公共団体等に対する周知・研修
② ＧＰＳ情報等の活用に関するガイドラインの周知徹底

2　住民支援のためのアプリ開発・利活用の促進等

① 防災アーキテクチャの設計とデータ連携基盤の構築
② 防災アプリの開発・利活用の促進
③ マイナンバーカード等の活用促進
④ 官民連携の枠組みの積極的な活用

3　未来に向けた構想の推進

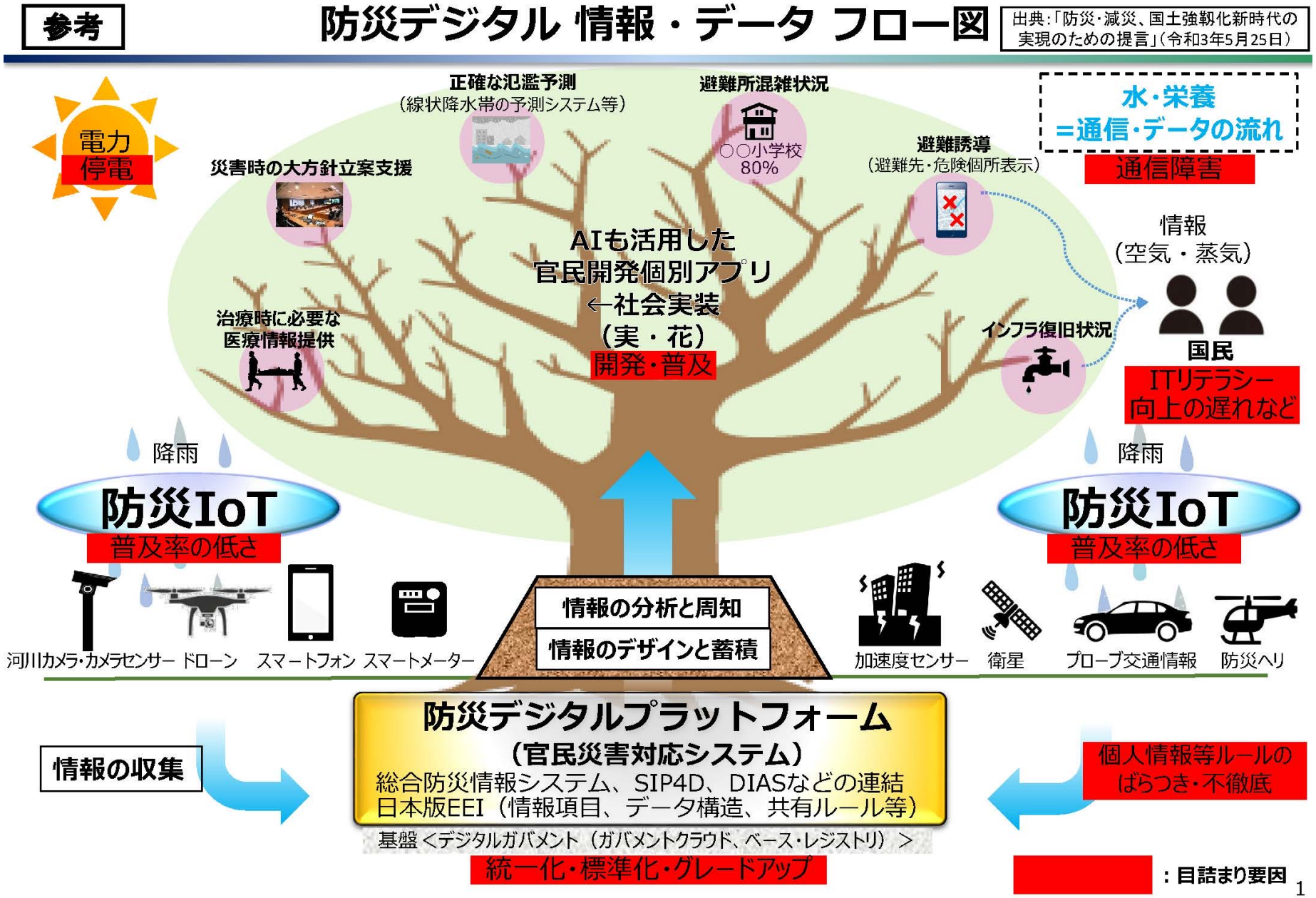
⑴　デジタルツイン

① ＰＬＡＴＥＡＵ
② ＣＰＳ４Ｄ

⑵　リアルタイムの情報共有

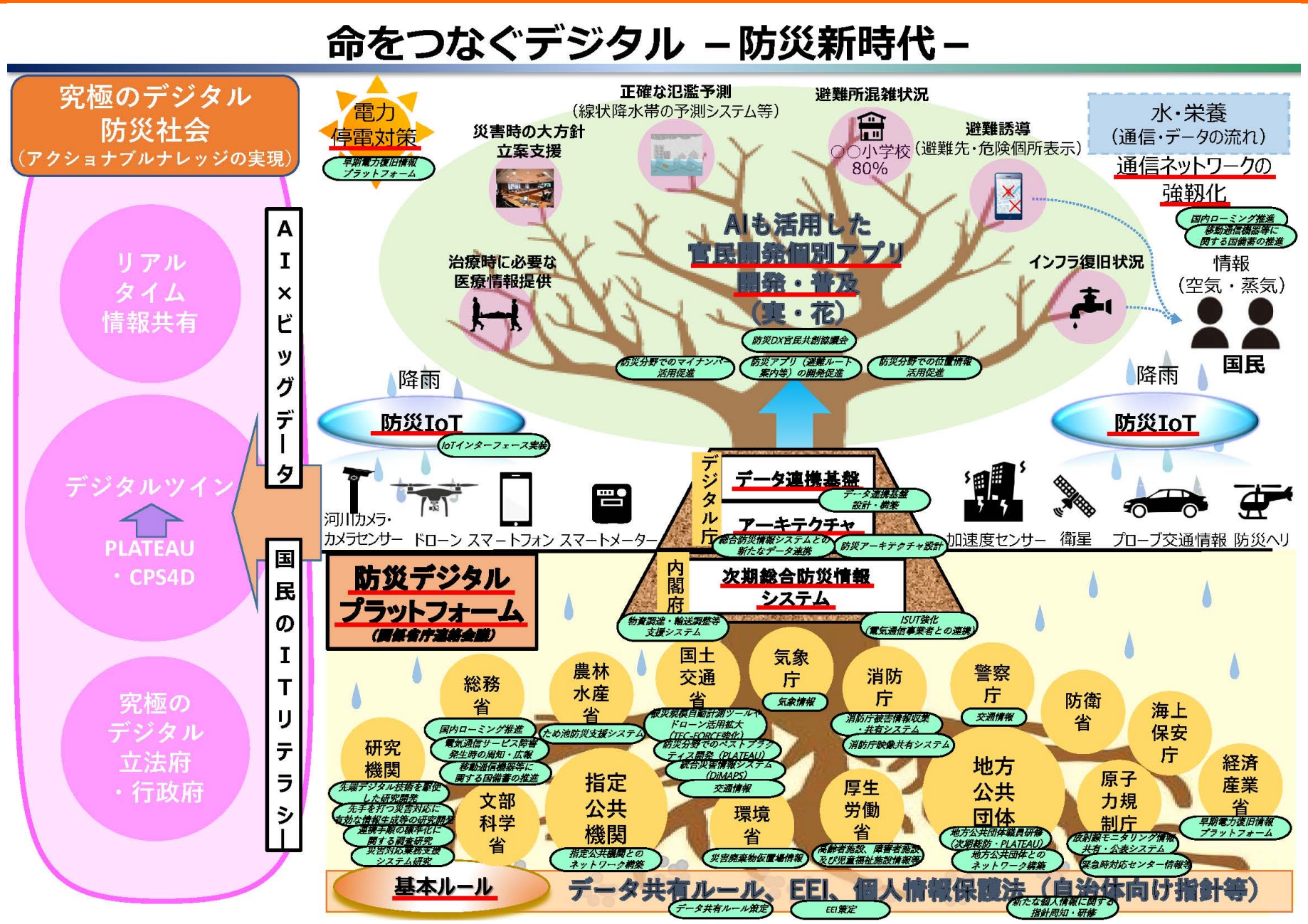
⑶　デジタル立法府・行政府

防災デジタル 情報･データ フロー図



出典：防災DX PT『防災DXの推進に関する提言』

命をつなぐデジタル –防災新時代-



出典：防災DX PT『防災DXの推進に関する提言』

こども若者未来輝く創造本部（こども本部）
こどもDX小委員会

自民党「こども・若者」未来輝く創造本部 こどもDX小委員会　開催実績

- **第１回 令和4年12月13日「こども DX に関する政府の取り組み状況について」**
  - 内閣官房 こども家庭庁設立準備室
  - デジタル庁 国民向けサービスグループ
- **第２回 令和5年2月2日「地方自治体のこども見守りデータ連携の事例について」**
  - 大阪府箕面市教育委員会子ども未来創造局子育て支援室
  - 兵庫県尼崎市教育委員会
- **第３回 令和5年2月9日「産前産後・母子保健のDXについて」**
  - 厚生労働省
  - 母子モ株式会社
- **第4回 令和5年2月14日「アウトリーチ支援における DX について」**
  - NPO 法人 Learning for all
  - NPO 法人 あなたのいばしょ
- **第5回 令和5年2月22日「児童虐待におけるＤＸについて」**
  - 厚生労働省
  - 株式会社AiCAN
- **第6回 令和5年3月8日「地域コミュニティとデジタル化について」**
  - 株式会社AsMama
  - TIS株式会社
- **第７回　令和５年３月１６日**
  - 論点整理（案）





こどもDX小委員会　提言

1.**取り組みの方向性**

　こども家庭庁内には、**こどもＤＸを検討・推進する常設の組織（部局）を立ち上げる。**そして、デジタル庁内の準公共分野の重点領域としてこどもDXのチームを維持する。これらのチームによって、こどもDXの全体像を見直し、体系的なこどもや家庭への支援が行えるような、**入口（みつける）・中口（つなげる）・出口（支える）の類型によって分類されるアーキテクチャを作成**し、こどもDXを支えるそれぞれの**システムとデータの整理をする必要**がある。そして、情報やデータが分断している現状を解決し、情報やデータがスムーズに流れるために、縦割り（組織）×横割り（国、県、市）×年代割り（妊娠、出産、保育、小中、高校）や民間と行政の連携、自治体間の連携、ＳＯＳの入口としてのGIGA端末の活用等の課題についても、早急に全体像の整理を行う。

こどもDX小委員会　提言

2. こどもDXにおいて、特に充実が求められる施策

- **こどもの見守りデータ連携実証事業**
  こどもの見守りデータ連携実証事業を全国の自治体に展開し、家庭やこどもの状況をきめ細かく把握できる仕組み、こどもの診療履歴や学習履歴が把握できる仕組み、育ち支援システムのデータや学校のデータなどを活用した、虐待、いじめ、不登校などの早期発見や未然予防ができる仕組みを促進する。その際の、こどものデータと個人情報保護法の関係については、さらに整理し検討する必要がある。また、SOS相談は電話からSNSやチャットボットへ移行し、こどもや親がアクセスしやすいアプリや仕組みを構築する。

- **電子母子手帳システム**
  紙の母子手帳に代わる仕組みとして、電子母子手帳システムを基点として、こどもの成長や状態を記録し活用するシステムを構築する。妊娠期から出産、育児、小中学校・高校等の学校健診等の情報等の接続を行う。また、予防接種の任意接種（おたふくかぜ、インフルエンザ）についても、デジタル化を行う。

- **子育て家庭への行政手続きの利便性向上**
  「書かない窓口、行かなくていい窓口」を実現するため、行政手続きをオンラインで完結させる。そのために、国と都道府県、市区町村の個別制度や根拠法等を整理し、期待度と実現度を明確にし、タイムスケジュールを示す。また、申請によらずとも手当や補助金が自動的に公金口座に振り込みされるよう推進する。

- **民間アプリの充実と連携を推進する**
  現在、こども・子育てに関するアプリは、民間のアプリが多数存在しているが、それぞれの民間アプリの良さを生かすことが重要である。そこで、アプリがそれぞれ繋がる様にプラットフォームやベースレジストリーのデータの整備を行う。また、政府は、民間のアプリ事業者と自治体のマッチングを主導し、ユーザーに対しては、様々なアプリや膨大な情報の中から、どのようなサービスがあるかが一目でわかるディレクトリーサービスの検討を行う。

こどもDX小委員会　提言

3.推進するための体制の強化

- **こどもの支援に関わる担い手の在り方と役割分担、情報連携プロセスの明確化**
  現在、こどもの支援には、多種多様な担い手が存在し、属人的で断片的な情報連携によって、責任者となるケースワーカーが不在となっている。このような現状を踏まえ、SSW、SC、担任、養護教員、児童指導担当職員、CW、民生委員、地域子育て支援員、自立支援相談員、家庭相談員、児童委員、こども家庭室職員、児童相談所職員、子ども家庭支援センター相談員、保健センター保健師、要対協関係者等、こどもを支援する担い手のそれぞれの位置づけを整理することが必要である。また、民生委員、児童委員等の高齢化に対して、こども・若者同士が支え合える「こども若者サポーター」創設をあわせて検討する。その際、ケースワークにしっかりと対応できるようにするため、それぞれの担い手の役割、プロセスを明確にして、イギリス式のこどもソーシャルワーカー等を参考にした育成をあわせて行うことが重要である。

- **自治体のこどもDXの指令塔（責任と権限）の設置を行う**
  自治体ごとで、より効果的なこどもDXが図られるよう、情報の統合・最適化・活用を図る「司令塔」を整備し、担当者や専門家の配置や育成を行う権限、責任者をしっかりと定義する。その際、こども家庭センターを、支援を必要とする児童等への支援に関する連携や自治体のこどもＤＸの中心的な役割を担うものとして位置付ける。また、高度なデータ処理を行うことができる人材の支援として、地域の大学、高等専門学校等でのDX人材育成、民間企業等との人材交流の促進等を推進する。

- **自治体間の情報連携を促進し、データ規格の統一をする**
  自治体間等のこどもの情報連携を促進するために、個人情報連携、業務ＤＸの調査事業を立ち上げる。その調査結果をもとに、こどもの支援等に関する情報について、転出入や自治体間をまたがるこども支援を行うに際して、他自治体と共有できる仕組みを整備する必要がある。また、自治体内においても、市長部局、教育委員会等のデータを整理・統合し、情報連携の仕組みが構築されるよう推進するとともに、NPO連携、特に広域NPOと地域行政とのつなぎや、自治体、児童相談所、こども家庭センター、教育委員会等の組織間の情報連携も合わせた全体的な情報共有のグランドデザインを作成する。

- **地域コミュニティの創出と育成に寄与するデジタルの仕組みを促進する**
  核家族化が進む現状において、孤独な育児の解消のためには、地域コミュニティが非常に重要な役割を担うことから、地方自治体の地域コミュニティの創出と育成に寄与するデジタルの仕組みを積極的に推進する。

こどもDX小委員会　提言

4.今後さらに検討が必要な事項

- **保育施設現場の負担軽減のためのＤＸ**
  監査を紙で持参、保存を義務付けている現状を踏まえ、監査の標準化・ペーパーレス化、監査結果の自治体間連携による監査ワンスオンリー化、オープンデータ化等を行う。また、施設が保有するこどもデータ標準化を検討する。併せて施設から行政への給付金業務の業務変革、ペーパーレス化・キャッシュレス化、保育施設ICTセキュリティガイドラインの制定も図る必要がある。

- **保育園・学童申請、保護者連携DX**
  保育園や学童の申請に際して、保護者の負担を軽減させるために、マイナンバーカードを前提としたオンライン申請を検討する。また、保育施設・教育機関と保護者との連絡コミュニケーションのため、ICTツールなどの導入補助を加速したり、保育施設・教育機関と保護者との請求・支払キャッシュレス化の徹底を検討する。

- **こどものヘルスケアPHR**
  自治体採用システムに関わらず、生まれた時から大人になるまでのPHR情報は、政府アプリで用意し、確認できるようにすることを検討する。例えば新型コロナにおいては、ワクチン接種記録アプリをすべての保健所が使うHERSYSから、My-HERSYSへ、通知・療養証明書などが送れる仕組みにしているため、参考にできる。

こどもに関する情報・データ連携PT

こどもに関する情報・データ連携　副大臣プロジェクトチームについて

- こどもに関する**教育・保育・福祉・医療等のデータについては、自治体内でもそれぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関**があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。こうしたこどもや家庭に関する状況や支援内容等に係る**データを分野横断的に最大限に活用し、個人情報の保護に配慮しながら、真に支援が必要なこどもや家庭を見つけニーズに応じたプッシュ型の支援を届ける取組**は、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決を可能とし、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。
- このための**実証事業を実施**するとともに、**関係府省の副大臣級によるプロジェクトチーム**を立ち上げ、推進体制を整備。

※　国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。

こどもに関する情報・データ連携　副大臣プロジェクトチームについて

【構成員】　（主査）デジタル副大臣　小林　史明　　厚生労働副大臣　佐藤　英道
内閣府副大臣　赤池　誠章　　文部科学副大臣　池田　佳隆

【主な検討事項】

1．こどもに関する情報・データ連携の在り方

・行政の各部局や学校・児童相談所・医療機関等の関係機関の、妊娠期から20歳頃までの成長・発達に渡る情報を、必要に応じて連携させ、真に支援が必要なこども・家庭の発見や、ニーズに応じた支援を行う取組につなげるための情報・データの連携はどうあるべきか。
・その際、こどもに関する情報を自治体内（どのレベルか要検討）で包括的に把握する組織・連携の在り方や、こどもからのSOSの前兆を受け止める・拾い上げる仕組みの在り方についてどのように考えるか。

2．デジタルを活用した包括的な子育て支援の在り方

・子育て世代包括支援センターの取組を踏まえつつ、デジタルを活用し、窓口に赴かなくても適切な情報の入手や相談をすることができる支援はどうあるべきか。

3．こどもに関する政策の可視化の在り方

・こどもに関する政策、予算、統計等を可視化するためのデータ利活用やデータの質はどうあるべきか。
・例えば、手当等のワンストップ化（支援の対象となる家庭への手当の支給手続、就学前施設についての分かりやすい情報発信など）に向けた政策はどうあるべきか。

【スケジュール】

第１回　令和3年11月26日　本プロジェクトチームの開催等について
第２回　令和4年　1月21日　こどもに関する各種データの連携による支援実証事業について
第３回　令和4年　4月　7日　論点整理骨子（案）について
第４回　令和4年　6月14日　こどもに関する情報・データ連携　副大臣プロジェクトチームにおける論点整理について

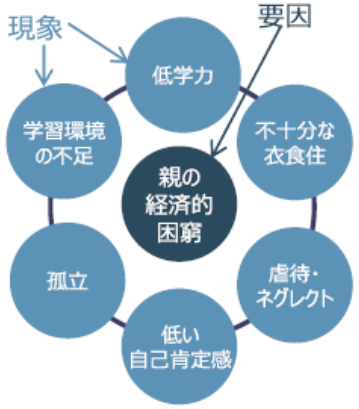
出典：デジタル庁

こども見守りデータ連携（箕面市）

「子ども成長見守りシステム」の構築

それまでの箕面市では、子どもの情報も、子どもの家庭に関する情報も、各学校や行政の様々な部署に散在していました。
子どもたち一人ひとりを大人になるまで見守り続けるためには、散在する情報を集約し、子ども個人に結びつけ、その情報を過去分から蓄積し、変化を追跡できるデータベースの構築が必要でした。

情報には、①親の経済的困窮を推定できる情報
②経済的困窮を要因として発生している現象　の２種類があります



子どもの状況は見えるが根本にある貧困が見えない情報

現象
- 学力・体力調査結果
- 生活状況調査結果
- 日常の行動・衣服などの状況
- 学校健診・乳幼児健診の結果
- 虐待に関する通報・対応状況

家庭の困窮は推定できるが子どもの状況が見えない情報

要因
- 生活保護の受給状況
- 児童扶養手当の受給状況
- 就学援助の受給状況
- 住民税非課税階層（子ども医療による状況）



子ども個人をキーに名寄せすると…

- **見守りが必要な子どもが見えてくる**（経済的困窮）
- **支援が必要な子どもが見えてくる**（経済的困窮＋子どもの変化）
- **支援を受けている子どもの現況がわかる**（親の状況＋子どもの状況）
- **支援を受けている子どもの経年変化を追跡できる**（子どもの変化＋集団の変化）



A君のデータ

学年	学力調査	生活状況調査	学校健診	虐待通報	担任観察	生活保護	就学援助
小1	+5	±0	異常なし	なし	問題なし	非該当	受給
小2	+2	△5	異常なし	あり・経過観察	要観察	非該当	受給
小3	△8	△10	発育遅れ	あり・対応	問題あり	受給	受給
小4	△9	△8	発育遅れ	なし・経過観察	問題あり	受給	受給

1

出典：箕面市

こども見守りデータ連携（箕面市）

子ども成長見守り室のbefore・after

子ども成長見守り室を置いたことにより、これまでなら出来なかったことが出来るようになった例や、現場での “小さな気づき”の情報が入ったり、これまで見過ごされていた支援が必要な子どもをシステムで客観的に見つけることができたケースの一例です。

乳幼児の情報を組織的に引継ぐ

（これまで）
子どもの発達の課題が保育所・幼稚園・早期療育などから学校に個別に引き継がれる

↓

子ども成長見守りシステムで保有する乳幼児健診や母子保健事業の記録、成育歴の中での養育力リスクを学校に資料提供できるようになった。

支援の抜け・漏れを見つける

（これまで）
就学援助の受給資格があるにもかかわらず受給していない世帯があることは認識しつつ、なんらかの対応につなげなかった

↓

子ども成長見守りシステムで、就学援助が受けられる経済状況にありながら受給していない世帯をチェック。
「公的手続きが苦手で申請できていなかった」世帯を見つけ出し、子ども成長見守り室で申請を支援した。
※当該世帯は、他の公的手続きにも支援が必要だった。

学校の“気づき”に客観的データで応える

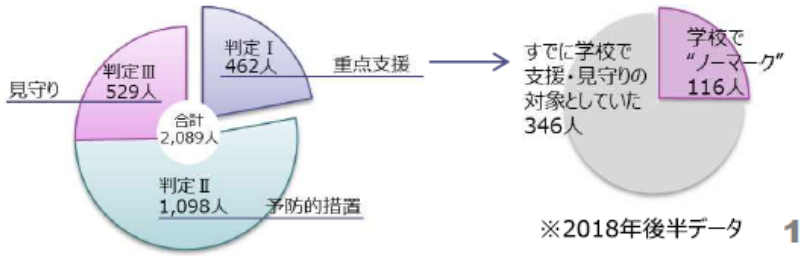
ケース　中学校から子ども成長見守り室に、不登校傾向の１年生、父子家庭の子どもについて相談あり。父親が入院し、生活に困窮しているもようで、生活相談につなぎたいとの主訴。

↓

子ども成長見守りシステムで当該生徒を見たところ、過去3年間「重点支援」の状態であった。
小学校での支援の記録がなかったため、出身小学校に問い合わせたところ、特に見守り等の対象とは認識しておらず、登校状況は良好で、特に目立つこともなかったとのこと。
当該生徒の家庭については、生活困窮相談窓口につなぎ、生活保護受給に至った。中学校には、過去からの当該生徒のデータを提供し、学校での見守り・支援を指示した。

学校で“ノーマーク”の子どもを見つける

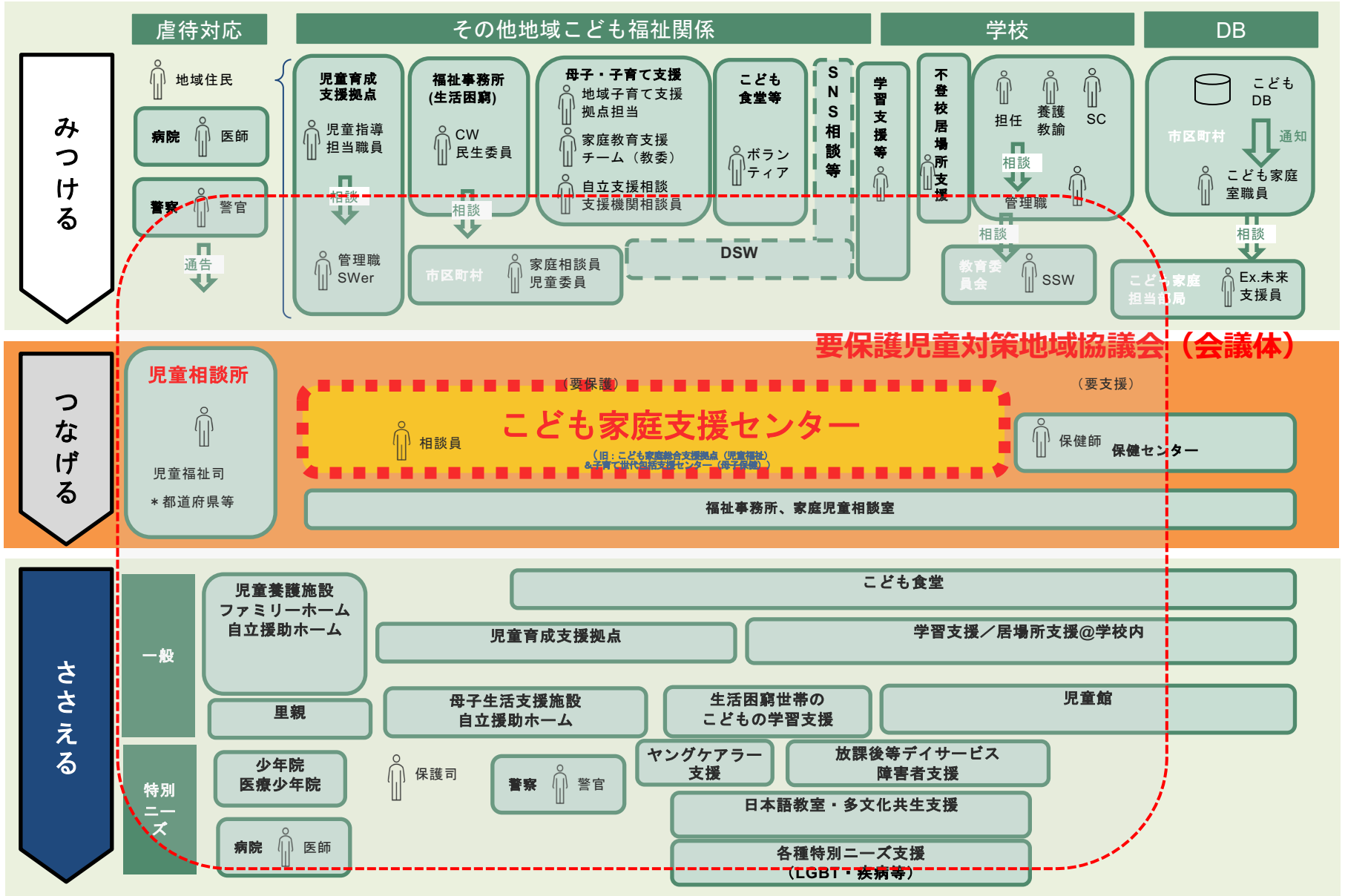
子ども成長見守りシステムでの、子どもの状態の総合判定によって「重点支援」の対象と判定された児童生徒のリストを学校に提供して支援状況を確認したところ、そのうちの25%の子どもが「見守りの対象ですらなかった」ことが判明した。



※2018年後半データ

出典：箕面市

「地域内の学齢期のこども支援」に焦点を当てた見取り図例



出典：認定特定非営利活動法人Learning for All の資料をもとに山田太郎事務所作成

中心政策に関する取り組み

表現の自由（新サイバー犯罪条約）

こども政策（3万人アンケート、こども大綱）

花粉症その後

新サイバー犯罪条約

新サイバー犯罪条約：統合交渉草案の提示までの動き

2019年12月 国連総会決議74／247

「犯罪目的でのICTの利用に対処するための国際条約」策定のためのアドホック委員会設立が決定

2021年5月10～12日　組織会合開催

同決議等に基づき、同委員会のモダリティ等を決定する会合が開催

2021年5月26日　国連総会決議案が採択（決議75／282）

組織会合の結果も踏まえた同委員会のモダリティ等に関する国連総会決議案を採択
2023年の総会でサイバー犯罪対策条約案を提出することに(2024年予定に変更)

2022年2月28日～3月11日　第1回アドホック委員会@NY

同決議に基づき、2022年1月から、実質的な条約交渉が開始される予定であったが、新型コロナ感染症の影響を受けて予定を変更

2022年5月30日～6月10日　第2回アドホック委員会@ウィーン

犯罪化に関する規定や一般規定、手続き上の措置および法執行に関する規定等について議論

2022年8月29日～9月9日　第3回アドホック委員会@NY

国際協力、技術支援、防止措置、実施メカニズム、最終規定及び前文について議論

2022年11月　統合交渉草案の提示

出典：外務省資料、https://www.afpbb.com/articles/-/3348743、https://www.unodc.org/unodc/en/cybercrime/ad_hoc_committee/home

新サイバー犯罪条約：背景 ブダペスト条約派 と 新条約推進派 の対立

サイバー犯罪に関する国際約束としては、既に、日米欧州諸国等が締結している欧州評議会策定の**ブダペスト条約**が存在。

ブタペスト派（新条約反対派）

日米欧州諸国中心の表現の自由確保派

①普遍性を有している
②新たな形態のサイバー犯罪にも対処可能である
③サイバー犯罪に対処するためには国境を越えるデータアクセスを認めることも必要である

ブタペスト条約の普遍化を主張

新条約推進派

ロシア・中国を中心とした規制強化派

ベラルーシ、カンボジア、イラン、ミャンマー、ニカラグア、シリア、ベネズエラ

①地域条約に過ぎない
②時代遅れの内容である
③国境を越えるデータアクセスに関する規定は主権侵害である

新条約策定を主張

日本は反対

反対	棄権	無投票	賛成
60	33	21	79

2019年12月 国連総会決議74／247、賛成79・反対60で可決・採択

出典：外務省資料より

新サイバー犯罪条約：アドホック委員会の役員

議長	● アフリカグループ	アルジェリア
副議長	● アフリカグループ	エジプト
	● アフリカグループ	ナイジェリア
	● アジア太平洋グループ	中国
	● アジア太平洋グループ	日本（山田哲也室長※）
	● 東欧グループ	エストニア
	● 東欧グループ	ポーランド
	● 東欧グループ	ロシア連邦
	● ラテンアメリカ・カリブ海グループ	ドミニカ共和国
	● ラテンアメリカ・カリブ海グループ	ニカラグア
	● ラテンアメリカ・カリブ海グループ	ブラジル
	● 西欧その他グループ	オーストラリア
	● 西欧その他グループ	ポルトガル
	● 西欧その他グループ	米国
報告者	● アジア太平洋グループ	インドネシア

※　外務省総合外交政策局国際安全・治安対策協力室　室長

新サイバー犯罪条約：第1回会合

日時・場所	2022年2月28日～3月11日　ニューヨーク
主な議題	条約の目的、適用範囲及び章立て
日本の対応	以下の点等について主張 ● 多くの国が締結できる条約を作成することがサイバー犯罪のセイフヘイヴンをなくすために重要 ● 条約には犯罪化、刑事手続、相互援助等の国際協力に関する基本的かつ必要不可欠な規定を中心に盛り込むべき
決定事項	条約の章立て及び条約交渉の進め方についてのロードマップ

新サイバー犯罪条約：第2回会合

日時・場所	2022年5月30日～6月10日　ウィーン
主な議題	「犯罪化」、「一般規定」、「手続措置と法執行」の各章に盛り込むべき内容
日本の対応	以下の点等について主張 ● 条約上、締約国に国内法での犯罪化を義務付けるのは、不正アクセス等のサイバーを本質的要素とする犯罪を中心とすべき ● 既存の国際約束との整合性を確保すること ● 法の執行の利益と基本的人権の尊重との間に適正な均衡を確保すること
決定事項	条約の具体的な内容についての決定事項はなし

新サイバー犯罪条約：第3回会合

日時・場所	2022年8月29日～9月9日　ニューヨーク
主な議題	「国際協力」、「技術支援」、「防止措置」、「実施メカニズム」及び「最終規定」の各章並びに「前文」に盛り込むべき内容
日本の対応	以下の点等について主張 ● 条約上、締約国に国内法での犯罪化を義務付けるのは、不正アクセス等のサイバーを本質的要素とする犯罪を中心とすべき ● 既存の国際約束との整合性を確保すること ● 法の執行の利益と基本的人権の尊重との間に適正な均衡を確保すること
決定事項	条約の具体的な内容についての決定事項はなし

新サイバー犯罪条約：第4回会合

日時・場所	2023年1月9日～20日　ウィーン
主な議題	「犯罪化」、「一般規定」及び「手続措置と法執行」の各章 ※　議長が「条約ドラフト」を作成するために各国の意見を聴取
日本の対応	以下の点等について主張 ● 「統合交渉草案」の文言を踏まえて具体的に修文等を主張
決定事項	条約の具体的な内容についての決定事項はなし

新サイバー犯罪条約：これまでの動き（中間協議）

- 2022年3月24日～25日　第1回中間協議@ウィーン
- 2022年6月13日～14日　第2回中間協議@ウィーン
- 2022年11月3日～4日　第3回中間協議@ウィーン
- 2023年3月6日～7日　第4回中間協議@ウィーン
- 2023年6月20日～21日　第5回中間協議@ウィーン

新サイバー犯罪条約：現在とこれからの動き

2023年4月11日～21日　　第5回アドホック委員会@ウィーン
「統合交渉草案」に沿って各国が意見を述べて議長がそれを聴取

2023年8月21日～9月1日　第6回アドホック委員会@NY
議長が作成した「条約ドラフト」について議論

2024年1月又は2月　　最終会合
アドホック委員会として「条約ドラフト」を承認

2024年9月16日まで　　国連総会
第78会期中の国連総会で新サイバー犯罪条約の採択を目指す

ロシア案（第一回セッション時提出：児童ポルノ関連）

第15条　資料の作成と配布に関連するICT関連の犯罪　または未成年者のポルノ画像を含むオブジェクト

1　各締約国は、国内法に基づいて犯罪として立証するために必要な立法およびその他の措置を採用するものとします。

これは、意図的かつ権利なしに行われた場合の次の行為を行います。

a　情報を通じて配布する目的で児童ポルノを作成するインターネットを含む通信ネットワーク。

b　インターネットを含む情報通信ネットワークを通じて児童ポルノを提供または利用可能にする。

c　インターネットを含む情報通信ネットワークを使用して、児童ポルノを配布、送信、公に表示、または宣伝すること。

d　自分自身または他の人のためにICTを使用して児童ポルノを調達する。

e　コンピュータシステムまたは電子デジタルデータストレージデバイスに児童ポルノを所持している。

2　上記の第1項の目的のために、「児童ポルノ」という用語には、以下を視覚的に描写するポルノ素材が含まれるものとします。

a　性的に露骨な行為に従事する未成年者。
（a minor engaged in sexually explicit conduct; ）

b　性的に露骨な行為に従事している未成年者のように見える人。
（a person appearing to be a minor engaged in sexually explicit conduct; ）

c　性的に露骨な行為に従事している未成年者を表すリアルな画像。
（realistic images representing a minor engaged in sexually explicit conduct; ）

この条文の目的上、「未成年者」という用語には、18歳未満のすべての人が含まれるものとします。ただし、当事者は16歳以上の年齢制限を要求する場合があります。

出典：次の英語文書をGoogle翻訳　https://www.unodc.org/documents/Cybercrime/AdHocCommittee/Comments/RF_28_July_2021_-_E.pdf

新条約をめぐる懸念点(2022年3月3日時点)

① 児童ポルノの定義

- サイバー犯罪条約に規定する「児童ポルノ」には、およそ実在しない児童を視覚的に描写したもの。
- 性的にあからさまな行為を行う未成年者の音声に広がることはないか。
- 性的にあからさまな行為を行う未成年者についての文章に広がることはないか。

② 締約国に関する「留保」の権利

- 非実在児童ポルノに関する犯罪化について留保の権利がなくなるのではないか。

③ 通信の秘密 / プライバシーとの関係

- 通信の秘密が制約されることにならないか
- 国民のプライバシーが政府や捜査機関に筒抜けにならないか

新条約をめぐる懸念点(2022年3月3日時点)

③ 通信の秘密 / プライバシーとの関係

- 大前提として**インターネット利用に制約を課す国際条約**であること
- ロシアはサイバースペースの利用を国際条約で規制しようとする取り組みには、欧米諸国や人権団体が反発している
- インターネット利用やソーシャルメディア上の**表現の自由を制限**することにより、ネットを封殺する試みだとみられており、一部の国ではインターネットの遮断やユーザーの統制強化が容易にできるようになる
  → 決議案を提出したのは、ロシア、ベラルーシ、カンボジア、中国、イラン、ミャンマー、ニカラグア、シリア、ベネズエラ
- 通信の秘密が一度破られると、様々な理由をつけられてしまい、通信の秘密や表現の自由が崩壊してしまう。「世界45か国が行っている常識は、ブロッキングである」「海外でもおこなっているのだから、日本でも……」は、いつもの常套手段。いわゆる外圧による日本変革論が起こり始める可能性も。

諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況

（参考）諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況

導入国

■ 2017年9月現在、世界42カ国で導入されている。

（イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、スウェーデン、ロシア、メキシコ、韓国、インド、マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポール、イスラエル、オーストラリア等）



主な運用状況

イギリス

EU情報社会指令第８条第３項を反映したもの。
EUにおいては、同様に対応している国が多い。

■ 根拠法　イギリス著作権法　第97条のA
［サービス提供者に対する差止命令］

（高等裁判所（スコットランドにおいては民事控訴院）は、サービス提供者が、そのサービスを著作権を侵害するために使用する他の者のことを現実に知っている場合には、そのサービス提供者に対して差止命令を与える権限を有する。）

⇒ 162の著作権侵害サイトを遮断。

ドイツ

■ 根拠法なし

（2015年にドイツ連邦最高裁（BGH）において、ドイツ民法823条、1004条に基づく間接侵害（störerhaftung）の概念を適用し、侵害サイトへのアクセスを無効とする救済措置の有効性を認容。）

⇒ この解釈により、サイトブロッキングの可能性が肯定された。（現時点で適用事例なし）

オーストラリア

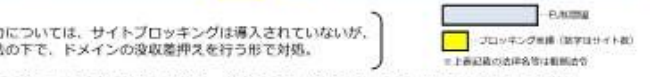
■ 根拠法　オーストラリア著作権法　第115A条
［オーストラリア以外のオンライン・ロケーションへのアクセスを提供するサービス提供者に対する差止命令］

（差止命令は、サービス提供者が、そのオンライン・ロケーションに対するアクセスを無効にし、適切な措置をとるよう要求するものである。）

⇒ 12の著作権侵害サイトを遮断。

1	オーストラリア	著作権法	12
2	オーストリア	著作権法	19
3	ベルギー	経済法典	15
4	デンマーク	著作権法	63
5	フィンランド	著作権法	7
6	フランス	知的財産法典	23
7	ギリシャ	著作権、関連する権利及び文化的事項に関する法	2
8	アイスランド	著作権法	2
9	インド	民事手続法	数百
10	インドネシア	著作権法	215
11	アイルランド	著作権及び関連権利法	5
12	イスラエル	裁判所法	2
13	イタリア	著作権法、AGCOM規則、刑法	716
14	韓国	韓国通信委員会設立・運営法、情報及び通信ネットワーク利用促進及び情報保護法	403
15	マレーシア	通信及びマルチメディア法	59
16	ノルウェー	著作権法	15
17	ポルトガル	著作権及び関連権利法	864
18	ルーマニア	電子通信に関する法	
19	ロシア	民法、インターネット法	160
20	シンガポール	著作権法	1
21	スペイン	著作権法	27
22	英国	著作権、意匠及び特許法	162
23	ブルガリア	著作権及び関連権利に関する法	
24	クロアチア	著作権及び関連権利法	
25	キプロス	著作権法	
26	チェコ共和国	著作権法	
27	エストニア	著作権法、裁判法	
28	ドイツ	民法	
29	ハンガリー	著作権法	
30	ラトビア	著作権法	
31	リトアニア	著作権及び関連権利に関する法	
32	ルクセンブルク	著作権、関連権利及びデータベース法	
33	マルタ	知的財産権の執行（規則）法	
34	オランダ	著作権法、隣接権法	
35	スロバキア	著作権法	
36	スロベニア	著作権及び関連権利法	
37	スウェーデン	文学的及び芸術的著作物に係る著作権に関する法	2
38	タイ	コンピュータ犯罪法	
39	アルゼンチン	著作権法	1
40	メキシコ	著作権法	1
41	リヒテンシュタイン	違法コンテンツ削除のための差止命令による救済を認める法	
42	ポーランド	EU情報社会指令第８条第３項	

（アメリカについては、サイトブロッキングは導入されていないが、IP推進法の下で、ドメインの没収差押えを行う形で対処。）



出典：モーション・ピクチャー・アソシエーション（MPA）からのヒアリング、及び、Michael Schlesinger・迫山友寛「日本国におけるオンラインでの著作権侵害への対処」（コピライトNO.677/vol.57）に基づき知財事務局作成
※知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）（第１回）資料３「インターネット上の海賊版対策について」（事務局資料）より抜粋
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai1/siryou3.pdf

新サイバー犯罪条約：統合交渉草案（章立て）

第1章	一般規定（第1条～第5条）
第2章	犯罪化（第6条～第39条）
第3章	手続措置と法執行（第40条～第55条）
第4章	国際協力（第56条～第85条）
第5章	技術支援（第86条～第89条）
第6章	防止措置（第90条～第93条）
第7章	実施メカニズム（第94条～第96条）
第8章	最終規定（第97条～第105条）

新サイバー犯罪条約：統合交渉草案(第二章 犯罪化)

クラスター1
第六条　違法なアクセス
第七条　違法な傍受
第八条　[コンピュータ・データ／デジタル情報]の妨害
第九条　[コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置]の妨害
第十条　装置及びプログラムの濫用

クラスター2
第十一条　[コンピュータに関連する／情報通信技術に関連する]偽造
第十二条　[コンピュータに関連する／情報通信技術に関連する]詐欺
第十三条　[コンピュータに関連する／情報通信技術に関連する]窃盗
第十四条　電子的支払手段の不正な使用

クラスター3
第十五条　個人情報の侵害
第十六条　身元関係事項に関連する犯罪

クラスター4
第十七条　著作権の侵害

クラスター5
第十八条　オンラインにおける児童の性的虐待又は性的搾取製造物に関連する犯罪
第十九条　[コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置]を通じた児童の虐待製造物の助長
第二十条　[コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置]を通じた性的な目的に基づく児童に対するグルーミング又は獲得
第二十一条　児童に対するサイバーストーキング

クラスター6
第二十二条　未成年者を違法な行為の遂行に関与させること
第二十三条　自殺の奨励又は強要

クラスター7
第二十四条　性的な強要
第二十五条　性的な画像の同意のない頒布

クラスター8
第二十六条　破壊活動又は武装活動の扇動
第二十七条　過激主義に関連する犯罪
第二十八条　ジェノサイド又は平和及び人道に対する罪の否定、是認、正当化又は復活

クラスター9
第二十九条　テロリズムに関連する犯罪
第三十条　麻薬及び向精神薬の流通に関連する犯罪
第三十一条　武器の取引に関連する犯罪
第三十二条　偽造の医薬品及び医療製品の不正な流通

クラスター10
第三十三条　資金洗浄
第三十四条　司法妨害

クラスター11
第三十五条　法人の責任
第三十六条　参加及び未遂
第三十七条　犯罪の要件としての認識、故意及び目的
第三十八条　出訴期間
第三十九条　訴追、裁判及び制裁

新サイバー犯罪条約：統合交渉草案(表現規制関連)①

第十八条 オンラインにおける児童の性的虐待又は性的搾取製造物に関連する犯罪

1 締約国は、違法かつ故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(ａ)［コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置］を通じて頒布するた めに児童の性的虐待又は性的搾取製造物を製造し、又は再製造すること。

(ｂ)［コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置］を通じて児童の性的虐待又は性的搾取製造物に資金を提供し、又はその他の方法によってこれを助長すること。

(ｃ)［コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置］を通じて児童の性的虐待又は性的搾取製造物を管理し、宣伝し、提供し、公表し、公に展示し又は利用可能にするこ と。

(ｄ)［コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置］を通じて児童の性的 虐待又は性的搾取製造物を頒布し、又は送信すること。

(ｅ)［コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置］を通じて児童の性的 虐待又は性的搾取製造物を取得すること。

(ｆ)故意に、児童の性的虐待又は性的搾取製造物にアクセスし、若しくは［コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置］若しくは［コンピュータ・データ記憶媒体／電子デ ータ記録装置］の内部に児童の性的虐待又は性的搾取製造物を保有し、又は性的にあからさまな行為を行う児童をライブ配信により視聴すること。

(ｇ)［コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置］を通じて、児童の性的虐待又は性的搾取製造物に関連していると認識し、又は関連していると信ずるに足りる理由が ある事業に関与し、又はそのような事業から利益を得ること。

2 １の規定の適用上、「児童の性的虐待又は性的搾取製造物」には、次のものを描写する写真、ビデオ及びライブストリーミング媒体を含む視覚資材並びに図画、書面及び録音物を含む。

(ａ)現実又は擬似の性的にあからさまな行為を現実に行う児童

(ｂ)現実又は擬似の性的にあからさまな行為を行う児童であると外見上認められる者

(ｃ)現実又は擬似の性的にあからさまな行為を行う児童を表現する写実的影像

(ｄ)性的な目的を主要な目的とする児童の性器の描写

(ｅ)拷問又は残虐、非人道的若しくは品位を傷付ける取扱い若しくは刑罰の犠牲者

3 ２の規定の適用上、「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

4 締約国は、２に規定する製造物を自ら製造した児童の犯罪化を回避すること並びに児童の権利に関する条約及びその議定書に基づく義務を尊重する必要があることに妥当な考慮を払う。

5 締約国は、１(ｅ)及び(ｆ)並びに２(ｂ)及び(ｃ)の規定の全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。

新サイバー犯罪条約：統合交渉草案(表現規制関連)②

第十九条　[コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を通じた児童の虐待製造物の助長

1　締約国は、故意に、かつ、合法的な理由なく、第十八条に規定する児童の虐待製造物を助長することを目的として、[コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を製造し、開発し、変更し、維持し、管理し、抑制し、支援し、利用可能とし、公表し又は宣伝することを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

2　1の規定の適用上、「児童虐待を助長すること」には、「児童の虐待製造物」にアクセスし若しくは製造することを可能とし、又は「児童の虐待製造物」を送信し、頒布し、提供し又は自ら若しくは他の者に利用可能とする目的で行われる1に規定するあらゆる行為を含む。

第二十二条 未成年者を違法な行為の遂行に関与させること

締約国は、この条約の第二十三条(自殺の奨励又は強要)に規定する行為を除き、[コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を使用して未成年者をその生命又は身体的若しくは精神的健康を危険にさらす違法な行為の遂行に関与させることを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

第二十三条 自殺の奨励又は強要

締約国は、[コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] の使用を通じて加えられる心理的その他の形態の圧力により児童を含む者の自殺を奨励し又は強要することを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

新サイバー犯罪条約：統合交渉草案(表現規制関連)③

第二十六条 破壊活動又は武装活動の扇動
　締約国は、情報通信技術を手段として発せられた、他国の政権の暴力的転覆を目的とする破壊　活動又は武装活動のための呼びかけを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

第二十七条 過激主義に関連する犯罪
　締約国は、［コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置］を手段とす　る、政治的、思想的、社会的、人種的、民族的又は宗教的憎悪に動機付けられた違法な行為を求める資料の頒布、当該行為の擁護及び正当化並びに当該資料へのアクセスの提供を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

第二十八条 ジェノサイド又は平和及び人道に対する罪の否定、是認、正当化又は復活
　締約国は、１９４５年８月８日のロンドン協定に基づき設置された国際軍事裁判所の判決により確立しているジェノサイド又は平和及び人道に対する罪に当たる行為を否定し、是認し、正当化し又は復活させる資料を［コンピュータに関連して／情報通信技術に関連して］故意に頒布することを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

第二十九条 テロリズムに関連する犯罪
　締約国は、情報通信技術を手段として行われる場合には、テロ行為の実行、扇動、勧誘その他　のテロ活動への関与、テロリズムの擁護及び正当化又はテロ資金供与のための資金の収集若し　くは提供、テロ行為のための訓練、テロ組織とそのメンバーとの間のコミュニケーションの助長(ウ　ェブサイトの開設、公開及び利用並びにテロ行為の実行者に対する後方支援の提供を含む。)、特にテロ行為に用いられる爆発物の製造方法の拡散並びに闘争、暴動、憎悪及び人種差別の拡　散を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

現条約とロシア案の比較（児童ポルノ関連）

現条約	ロシア案	変更点	概要
1項	1項	なし	犯罪化すべき行為：児童ポルノのネット上での a製造、b提供、c送信、d取得、e保有(電子的)
2項	2項	なし	児童ポルノの定義：性的にあからさまな行為を行う次のものの描写 a未成年者、b外見上未成年者、c未成年者の写実的映像
3項	※ナンバリングなし	なし	未成年者の定義： 18歳未満(16歳未満まで変更可)
4項	※記載なし	**留保なし**	締約国は、1d及び3並びに**2b及びc**の規定の全部又は一部を**適用しない権利を留保**することができる

現条約・ロシア案・統合交渉草案の比較（児童ポルノ関連）

現条約	ロシア案	統合交渉草案	概要
1項	1項	1項	犯罪化すべき行為：児童ポルノのネット上での 現・ロ：a製造、b提供、c送信、d取得、e保有(電子的) 草 案:a製造、b**助長**、c提供、d送信、e取得、f保有・**視聴**、g**関与**
2項	2項	2項	現・ロ：性的にあからさまな行為を行う次のものの視覚的描写が対象 a未成年者、b外見上未成年者、c未成年者の写実的映像 草 案：**書面、録音物**まで対象、**新条項dとe**も追加。
3項	※記載はあるが、ナンバリングなし	3項	未成年者の定義： 現・ロ：18歳未満(16歳未満まで変更可) 草 案：18歳未満(のみ)
4項	なし	5項	留保規定：現・草案にはあり、ロにはなし 草案の留保対象：1e及びf、2b及びc
なし	なし	4項	児童の犯罪化の回避：草案のみ 性的虐待・搾取製造物を自ら製造した児童の犯罪化の回避

海賊版対策

海賊版：中南米における日本アニメの状況

- 例えば中南米では、正規版サイトの訪問者より、海賊版サイトの訪問者の方が多い。

中南米おけるアニメ配信サイト　月間訪問者数およびユニークビジター数

- ブラジル調査会社「Ltahub」社提供データ
- 2022年2月～4月の平均値をもとに算出
- 赤字は正規サイト

中南米スペイン語圏

#	Domain	Average Monthly visits	Average Unique visitors	Traffic Share			Global rank
1	animeflv.net	185,166,667	11,640,000	24.12%Mex	12.57%Col	10.31%Per	230
	crunchyroll.com	81,133,333	20,130,000	4.46%Mex	3.37%Bra	2.23%Chi	464
2	jkanime.net	31,693,333	3,206,000	20.35%Mex	14.03%Col	11.97%Per	1,655
3	animefenix.com	20,906,667	2,615,000	16.93%Per	15.66%Mex	11.77%Col	2,742
	funimation.com	18,356,667	5,845,000	2.93%Mex	1.64%Bra	0.78%Chi	4,251
4	tioanime.com	10,903,333	815,682	20.27%Mex	13.09%Col	10.89%Per	5,732
5	animeflv.cc	10,483,333	1,768,000	19.35%Mex	15.05%Spa	11.90%Arg	-
6	monoschinos2.com	5,243,333	1,129,000	22.11%Mex	13.23%Chi	12.26%Arg	4,789
7	animeonline.ninja	4,343,333	975,451	26.04%Mex	10.78%Ecu	10.31%Col	8,091
8	serieslan.com	3,713,333	696,357	30.73%Mex	12.89%Arg	13.23%Col	17,259
9	animeid.tv	3,663,333	547,234	27.74%Mex	13.94%Col	11.91%Arg	18,833
10	otakustv.com	3,526,667	929,531	23.67%Mex	13.64%Col	11.09%Chi	19,744
11	jkanime.bz	3,274,333	978,276	23.72%Mex	11.87%Chi	11.02%Per	24,903
12	henaojara.com	3,250,333	613,768	30.48%Mex	15.58%Col	10.68%Ecu	26,037
13	animeblix.com	3,088,333	551,208	14.60%Mex	14.06%Ecu	11.62%Col	16,945
14	mundodonghua.com	2,881,667	463,941	19.54%Col	17.87%Mex	11.08%Per	19,810
15	jkanime.video	2,806,333	677,030	22.61%Mex	12.91%Col	11.47%Chi	21,172
16	animeyt.es	2,077,000	793,452	27.60%Mex	13.34%Per	12.74%Chi	26,593
17	zenkimex.com.mx	1,604,667	539,250	37.46%Mex	14.71%Spa	13.96%Col	25,936
18	animeflv.to	1,447,000	391,045	24.75%Mex	13.11%Col	13.03%Chi	46,523
19	animelatinohd.com	1,191,000	333,693	29.65%Mex	12.43%Col	10.02%Per	30,048
20	ytanime.tv	982,000	363,748	28.08%Col	18.18%Mex	9.58%Per	60,498
21	animeflv.cx	905,000	400,541	20.32%Mex	14.94%Spa	11.41%Chi	57,958
22	animeid.to	782,000	288,302	23%Arg	17.76%Mex	11.34%Col	71,441
23	ninjinanime.com	595,333	205,712	13.02%Spa	11.93%Mex	10.55%Chi	85,742
24	veranime.org	544,000	206,326	21.67%Mex	11.77%Spa	9.92%Ven	121,790
25	animemovil2.com	529,333	213,028	24.96%Mex	16.11%Col	11.12%Arg	91,886

ブラジル

#	Domain	Average Monthly visits	Aberage Unique visitors	Traffic Share			Glogal rank
	crunchyroll.com	81,133,333	20,130,000	4.46%Mex	3.37%Bra	2.23%Chi	464
	funimation.com	18,356,667	5,845,000	2.93%Mex	1.64%Bra	0.78%Chi	4,251
1	animesonline.cc	17,106,667	2,740,000	99.70%Bra	-	-	2,828
2	animefire.net	7,730,000	1,672,000	89.30%Bra	6.66%Por	3.60%Ang	6,569
3	anitube.site	7,576,667	1,139,000	72.50%Bra	18.53%Por	3.72%Ang	7590
4	animesonline.org	6,960,000	1,344,000	92.20%Bra	6.30%Por	0.50%Ang	10,562
5	betteranime.net	6,423,333	544,160	87.30%Bra	11.21%Por	0.34%Par	10192
6	animesbr.biz	5,490,000	1,613,000	88.43%Bra	8.25%Ang	2.38%Por	10,841
7	animesup.biz	4,390,000	624,231	92.82%Bra	3.73%Ang	1.53%Por	18156
8	animes.vision	4,276,667	427,221	90.25%Bra	8.10%Por	0.71%Ang	15,350
9	xpanimes.com	3,816,667	1,070,000	92.36%Bra	6.94%Por	0.18%Ang	14377
10	animesonlinegames.com	3,197,000	1,109,000	90.37%Bra	6.57%Por	1.72%Ang	20,610
11	subanimes.biz	3,080,333	784,750	89.62%Bra	4.52%Por	4.04%Ang	25055
12	meusanimes.net	2,872,333	396,714	88.44%Bra	6.79%Por	1.10%Ang	21,182
13	goyabu.com	2,849,333	345,613	90.23%Bra	6.82%Por	2.38%Ang	22867
14	animesonehd.xyz	2,769,667	685,070	90.81%Bra	4.07%Ang	3.43%Por	16,608
15	animesonline.vip	2,196,333	635,078	87.04%Bra	5.52%Por	2.57%Mex	27626
16	animesonline.club	1,681,333	356,829	93.47%Bra	4.08%Por	1.80%Usa	66,413
17	animeyabu.com	1,513,667	327,640	94.01%Bra	4.66%Por	0.46%Ang	36713
18	animesrubro.net	1,388,667	487,385	89.71%Bra	5.74%Por	2.71%Ang	26,984
19	animesgratisbr.biz	1,263,333	239,450	89.24%Bra	5.69%Por	1.59%Ang	36817
20	animesorionvip.com	1,249,000	160,124	85.67%Bra	14%Por	0.07%Moz	69,176
21	animestc.net	1,155,333	140,819	78.26%Bra	10.25%Ang	6.86%Moz	57222
22	veranimesbr.com	1,065,000	274,308	87.83%Bra	7.54%Por	2.30%Nor	39,535
23	animesonlinebr.co	885,333	174,182	90.34%Bra	4.27%Ang	2.24%Por	67301
24	animesfalse.com	864,000	864,235	95.62%Bra	2.04%Por	1.51%Ang	40,147
25	aniclube.app	764,333	209,090	97.93%Bra	0.84%Por	0.40%Ang	55708

出典：CODAによる調査より

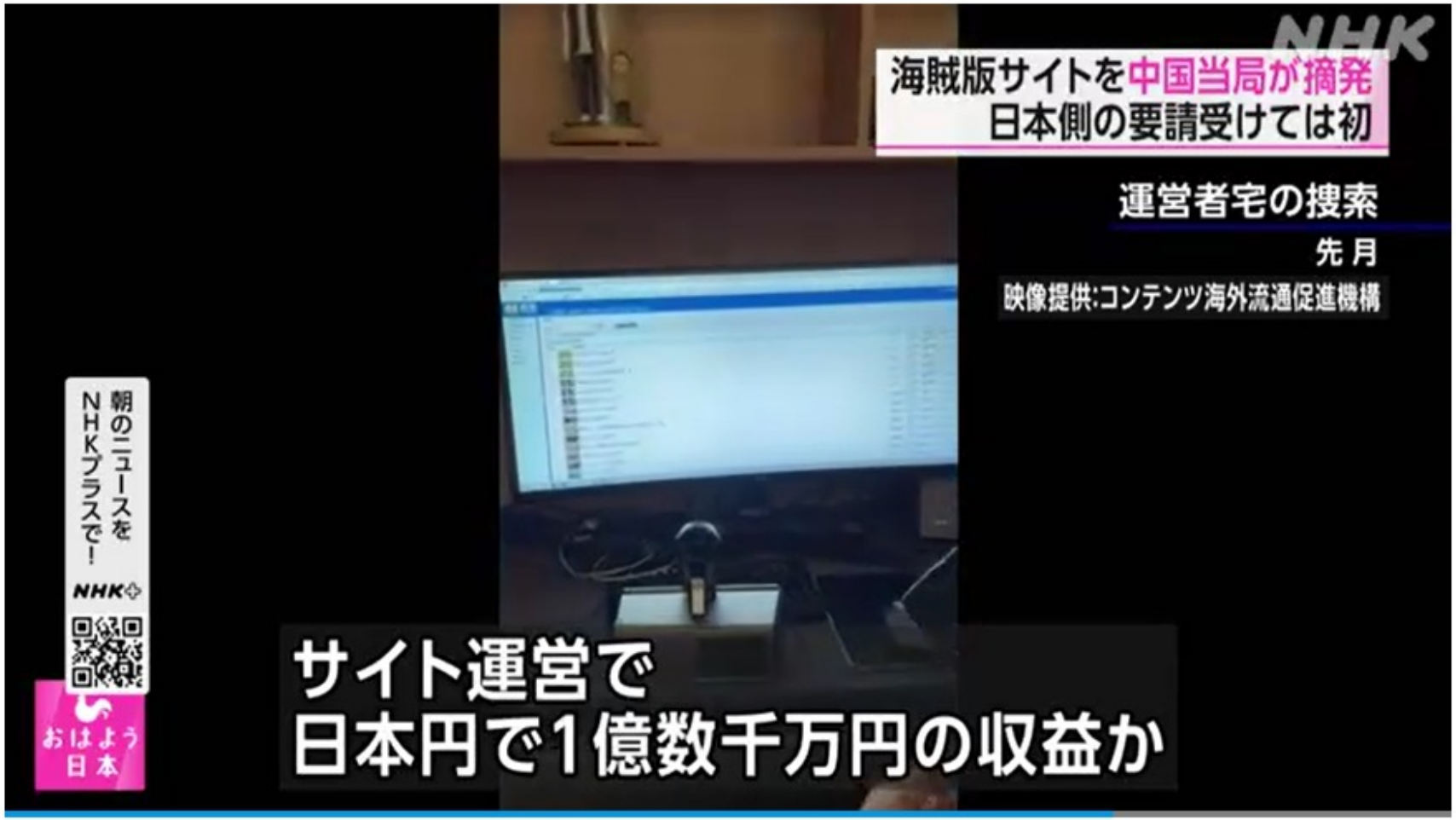
出典：経済産業省2023年4月5日提出資料

海賊版：マンガを含む違法出版物サイトの状況



出典：一般社団法人ABJ（https://www.abj.or.jp/data）

海賊版：中国公安当局によるB9GOODの摘発



海賊版サイトを中国公安当局が摘発 日本側の要請受けては初

出典：NHK NEWS WEB 2023年3月28日
『海賊版サイトを中国公安当局が摘発 日本側の要請受けては初』
(https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230328/k10014021600000.html)

アニメ海賊版サイト計36サイトの閉鎖：ブラジルでの初摘発



アニメ海賊版サイト ブラジルで初摘発

出典：NHK NEWS WEB 2023年4月20日
『日本アニメ「海賊版サイト」 日本側の要請でブラジルで初摘発』
(https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230420/k10014043981000.html)

インターネット上の著作権侵害の実態／CODA活動報告会





CODAは2023年4月21日、参議院議員会館講堂にて「インターネット上の著作権侵害の実態／CODA活動報告会を開催」を開催し、CODA会員社、コンテンツホルダー、各府省庁、メディアなど多くの方々にご参加いただきました。

CODAでは、2021年9月、2022年7月にも同様の報告会を開催しており、今回が3回目となります。

CODAの取り組みに関しては、3月28日には、磯崎仁彦官房副長官が定例の記者会見において、中国のB9GOODの摘発に関する質問に対し「CODAが2021年度より経済産業省の支援を受けてスタートした海賊版サイトの運営者を特定するための国際執行による取り組みによる成果であり、大変画期的」と回答されたほか、4月21日の松野博一官房長官の定例の記者会見においては、ブラジルのアニメ海賊版サイトの摘発に関する質問に対し「CODAのような民間の権利者団体は重要な役割を果たしている」と言及されるなど、高い評価を得ています。

出典：CODA
https://coda-cj.jp/news/1485/

こども政策

子育て世代3万人のアンケート

2023年3月13日
自民党「こども・若者」輝く未来実現会議で発表





2023年4月7日
小倉まさのぶ大臣に提出

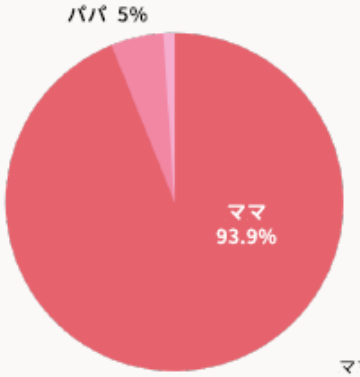




子育て世帯3万人のアンケート

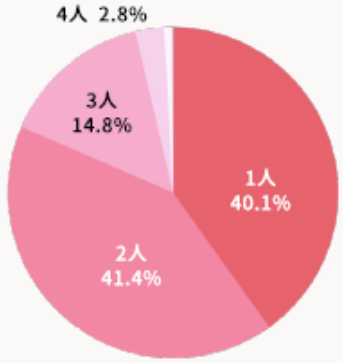
属性データ

保護者



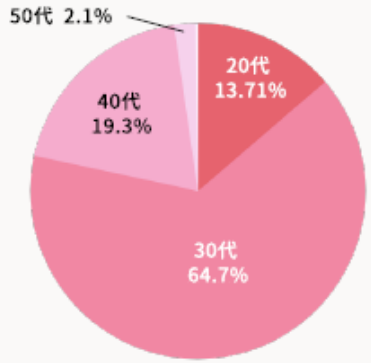
ママ：93.9%（28,466人）
パパ：5.0%（1,509人）
回答なし：1.1%（326人）

子どもの人数



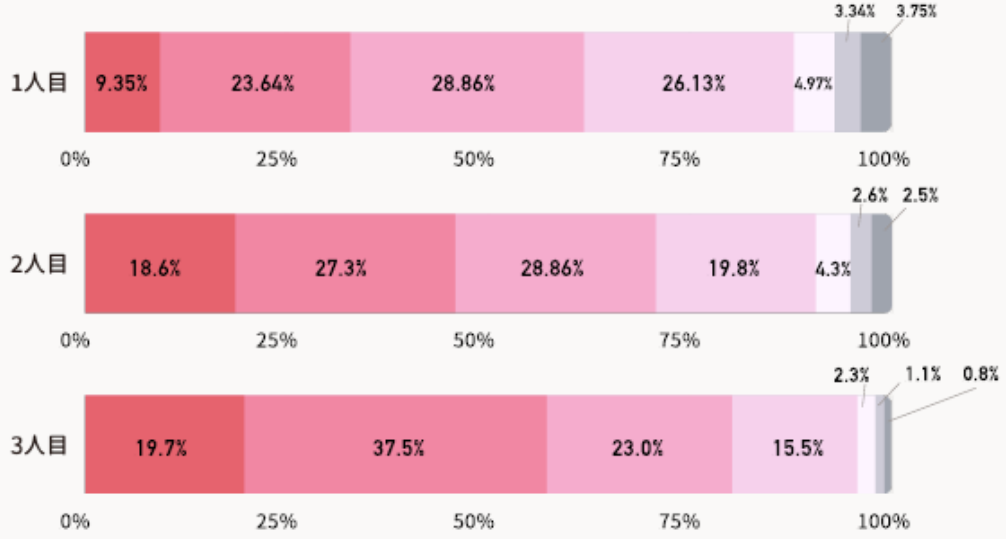
1人：40.1%（12,156人）
2人：41.4%（12,545人）
3人：14.8%（4,484人）
4人：2.8%（839人）
5人以上：0.8%（239人）
妊娠中：0.1%（18人）

年代



10代以下：0.03%（10人）
20代：13.71%（4,151人）
30代：64.57%（19,553人）
40代：19.28%（5,837人）
50代:2.14%（648人）
60代：0.23%（71人）
70代：0.03%（9人）
80代以上：0.01%（2人）

子どもの年齢



未就学児から小学生が90%以上

未就学児：約66%	小学生：約25%
中学生：約4%	高校生：約2%
大学生以上：約3%	妊娠中：1%未満

- 1歳未満
- 1歳以上～3歳未満
- 3歳以上～6歳未満
- 6歳以上～12歳未満
- 12歳以上～15歳未満
- 15歳以上～18歳未満
- 18歳以上

子育て世帯3万人のアンケート

「期待」＝社会的
「ニーズ」＝自分ごと

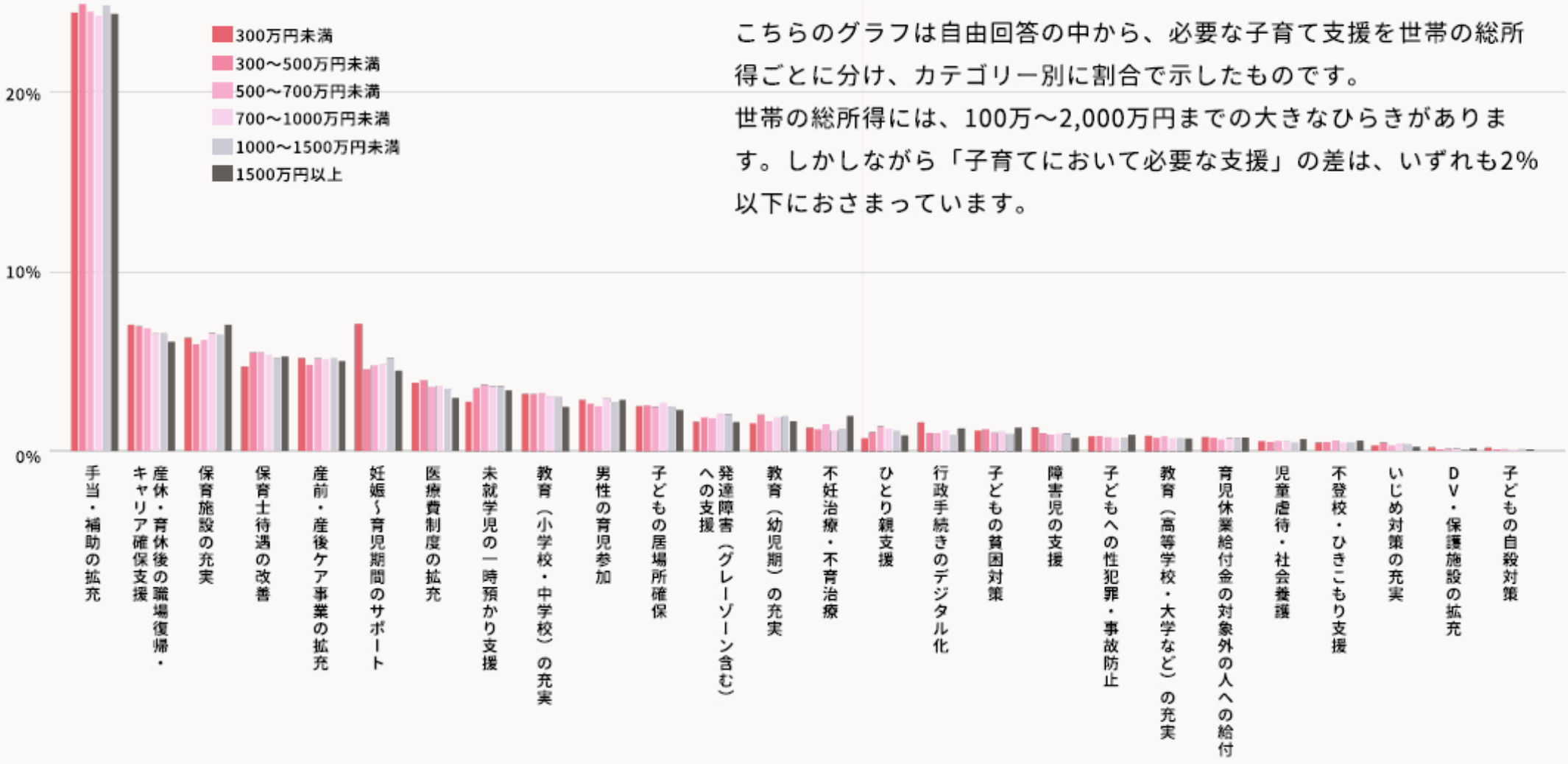
選択回答形式にて上位に並んだのは**「性犯罪や事故防止、児童虐待・社会養護、いじめ、貧困、自殺」**。
一方で自由回答形式では**「手当・補助、職場復帰やキャリア、産前・産後ケア、妊娠～育児期のサポート」**が挙がります。

「保育士待遇の改善や保育施設の充実」「小中学校の教育」はどちらでも上位に並ぶカテゴリー。「子どもの居場所確保」「発達障害支援」は、双方での差異が少ない項目です。



子育て世帯3万人のアンケート

総所得×子育て世帯



こちらのグラフは自由回答の中から、必要な子育て支援を世帯の総所得ごとに分け、カテゴリー別に割合で示したものです。
世帯の総所得には、100万～2,000万円までの大きなひらきがあります。しかしながら「子育てにおいて必要な支援」の差は、いずれも2%以下におさまっています。

政府へのお願い

1 子どもの将来に向けての「継続的な金銭支援」

手当や補助の多くが幼少期に集中する傾向がありますが、実際には子どもが成長するにつれて必要な金額は大きくなっていくもの。とくに子どもの学びや将来へつながる機会に関しては家庭環境やお金、病気や障害、いじめや不登校など関係なく、子どもたちにはみんな平等に与えられてほしいと思います。

2 「働きやすさ」と「チャンス」の両方がキャリア支援

国からのお金の支援はたしかに大事です。ただ自分たちも働き稼いで、子どもの選択肢を増やせるようになりたいと考えます。そのために「子どもに理解のある職場」が世の中の当たり前になり、同時に年齢や都道府県、家庭環境や出産前のキャリアに関わらずだれだって稼いでいけるチャンスが与えられてほしいと願います。

3 「教育」の質向上のために、「先生」の支援を

「保育・教育の質」を向上させるためには、保育や教育内容はもちろんのこと、「保育者・教育者の質」の向上が不可欠です。また知識や学力に留まらない、スキルや人間性も磨けるような制度の導入も望んでいます。子どもたちのために現場で切磋琢磨している「先生」と呼ばれる方々の支援にも力を入れてほしいです。

4 制度について「なぜなのか」を知りたい

「義務教育ってなぜ中学までなの?」「所得制限の基準値ってなぜその数字なの?」政治家のみなさんが考え決めた政策に ついて、”なぜそう考えたのか”の理由まで知りたいです。自身や子どもの生活、大切な将来に関わることだからこそ、背景 にあるものをきちんと理解したいと考えます。これはママたち自身が、自分を見つめ直す機会のためにも。

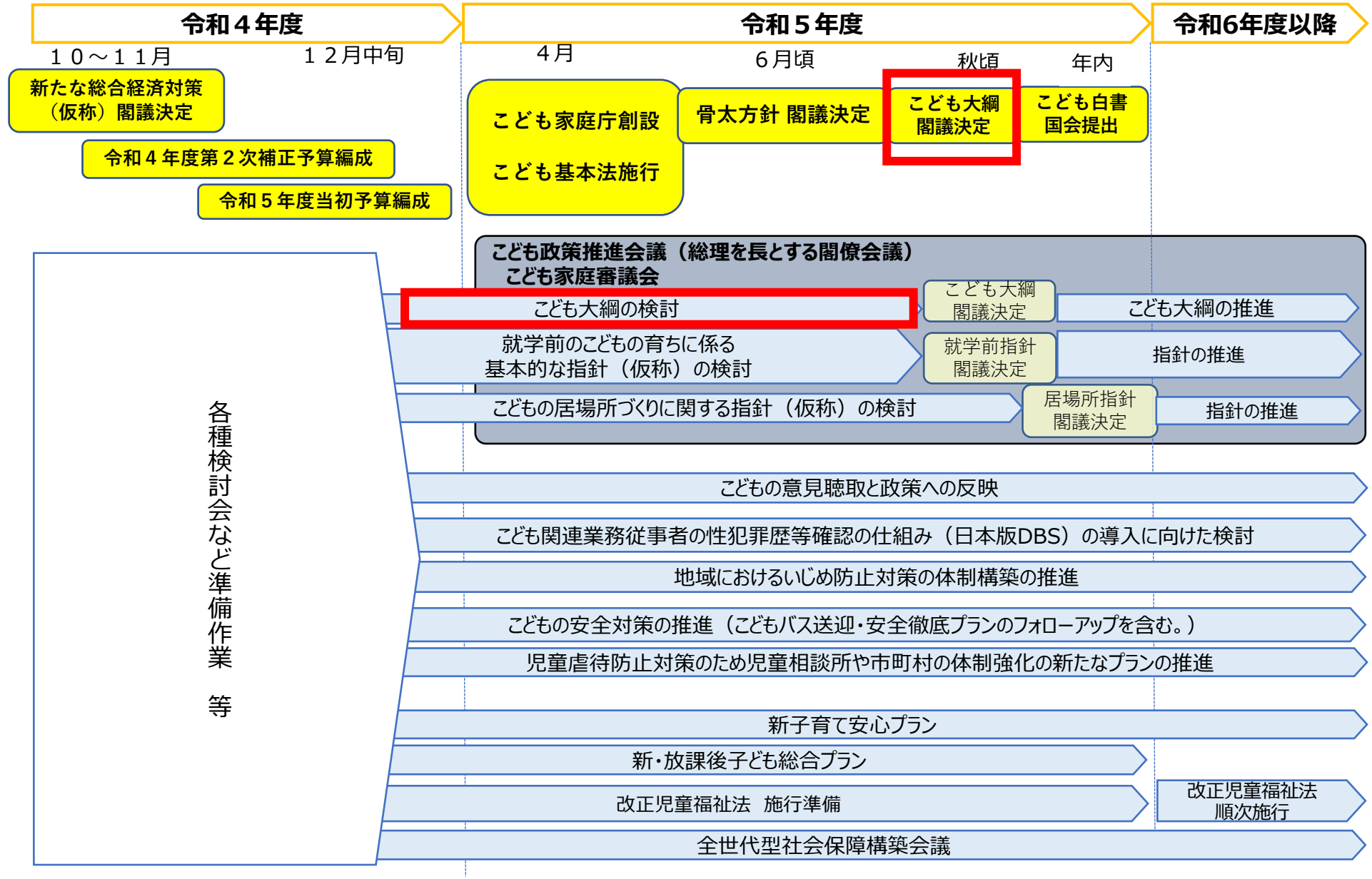
5 ママや子ども、子育ての現実(リアル)を知ってほしい

意識が高いママだけでなく、ごくごく普通に子育てしているママの声を政策に反映してほしいです。子どもの成長や家庭環 境、時代の流れによって子育ての現場もスピーディーに変化しています。時代に即しているか、すでに実施している政策に ママたちがメリットを感じているか、「政策のその後」も追っていく必要があるのではないでしょうか。全国のママ・パパと繋がっているママスタセレクト編集部だからこそ、ご協力できることがあると思っています。

6 だれにでもわかる言葉で”わかりやすく”伝えてほしい

「政治って難しい、仕組みも言葉もよく理解できない」、これがママの現実です。もし政策に声を挙げていきたいと考えて いても、難しいと感じたら、そこから離脱してしまうはず。自分で調べる時間が確保できないほど忙しいママも多いので す。今後はできるだけ難しい言葉は使わず、ママや子どもでも理解できる言葉で伝えてほしいです。

こども家庭庁関連の主なスケジュール（案）



花粉症対策

山田太郎の花粉症対策のための取り組み

2013年5月9日	農林水産委員会　質疑　- 山田太郎、花粉症について国会で初質疑
2014年3月13日	農林水産委員会　質疑　- 所信表明に「花粉症対策」が入っていない件について
2014年3月17日	農林水産委員会　質疑　- 花粉症対策予算の拡充について
2014年4月8日	農林水産委員会　質疑　- 花粉症の経済損失について
2015年3月3日	花粉症調査のため視察（森林総合研究所・農業生物資源研究所・建築研究所）
2015年3月26日	農林水産委員会　質疑　- 花粉の発生源であるスギの補助金について
2020年3月６日	花粉症調査のため視察（森林総合研究所、農研機構）
2020年３月10日	内閣委員会　質疑　- 花粉症対策のグランドデザインについて
2020年4月21日	小泉進次郎環境大臣（当時）に直訴
2023年4月3日	決算委員会　質疑　- 花粉症対策の政府の司令塔について
→ 2023年4月26日	超党派 花粉症対策議員連盟 設立総会











花粉症対策全体像（グランドデザイン）



林野庁	環境省・気象庁 農水省	環境省・国交省 経産省	文科省・厚労省 農水省
飛散量を減らす	飛散情報を流す	接しない	医療・医薬
花粉発生源対策プロジェクト（H19～） ■生成抑制 ・花粉症対策品種（少花粉・無花粉スギ）開発、植え替え促進 ・菌類を活用した飛散防止剤研究 ■伐採、利用 ・改質リグニン商用化研究 ・CLT材 ■森林管理 ・森林経営管理法　等	■測定 ・花粉飛散観測（環） ■予測 ・気象データによる花粉飛散予測（気） ・スギ・ヒノキ雌花の着花量調査による花粉飛散予測（農） ■大学 ・花粉症対策アプリ　順天堂大	**事実上、国の取り組みなし** 花粉症環境保健マニュアルによる啓発（環） ■大学 ・防曝研究　埼玉大学 ■民間 ・防爆グッズの開発 ・花粉無力化の住環境開発	■治療（厚） ・薬物療法（対症療法） ・免疫療法（根治治療） ・舌下療法 ・花粉緩和米研究（農） ~~・花粉症ワクチン研究（文）~~ ・手術療法 ・有病者数調査（2020年度～） ・免疫基礎研究（文）

国をあげた花粉症対策：岸田総理から引き出した答弁

- 決算委員会（2023/04/03）
  - 花粉症の発生源と発症対策について

  → 岸田 文雄内閣総理大臣



本当に我々はコロナ克服するためにいろんなことを対策してきました。
この花粉症対策、国を挙げて、これだけの国民病というふうに言われているんですから、
やっていただきたいというふうに思います。御見解を伺いたいと思います。

花粉症については、もはや我が国の社会問題と言っていいような問題であると認識をしています。
そして、委員、まさに全体像、対策の全体像をお示しになられましたが、
発生源対策、それから発生の予測、それから予防、それから治療と、様々な対策が求められます。
要は、これをどう組み合わせて、効果的な組合せをつくって対策を行う、これが重要だと思っています。
そういったことから、**政府においても関係閣僚会議、これを開催し、**
そして情報共有、そして効果的な対策の組合せ、こういったものに取り組んでいます。
是非結果を出したいと思います。



4月14日（金）関係閣僚会議開催

花粉症対策関連質疑（ニュース掲載）



出典：【花粉症】花粉症対策へ決意表明も…岸田総理に立ちはだかる“縦割りの壁” 通称「ハクション議連」解散の過去も｜TBS NEWS DIG
https://www.youtube.com/watch?v=3xvZOPs26kM



出典：花粉症は「社会問題」 岸田総理が関係閣僚会議の開催を表明
https://news.tv-asahi.co.jp/news_politics/articles/000293891.html



「花粉症は日本の社会問題」岸田首相が政府の取り組み強調

出典：「花粉症は日本の社会問題」岸田首相が政府の取り組み強調
https://www.fnn.jp/articles/-/508385



参院決算委員会で答弁に立つ岸田首相（3日午前）

出典：岸田文雄首相「花粉症対策は社会問題、結果出す」
https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA032QO0T00C23A4000000/



岸田首相が〝国民病〟花粉症対策に意欲　自民・山田太郎議員「撲滅となれば歴史に名前が残せる」

出典：岸田首相が〝国民病〟花粉症対策に意欲 自民・山田太郎議員「撲滅となれば歴史に名前が残せる」
https://www.tokyo-sports.co.jp/articles/-/259091

花粉症に関する関係省庁担当者連絡会議※

１．設置

社会問題化している花粉症の諸問題について検討を行うため、**文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、環境省**で構成する花粉症に関する**関係省庁担当者連絡会議**（以下、「連絡会議」という。）を設置する（**1990年4月20日合意**）。

２．検討事項

連絡会議は、以下の事項について連絡検討を行う。

１）**花粉及び花粉症の実態把握に関する事項**
２）**花粉症の原因究明に関する事項**
３）**花粉症の対応策に関する事項**
４）**その他**

３．連絡会議の構成メンバー

文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、環境省の**担当課職員**

４．その他

事務局は構成委員の１年毎の持ち回りによって行う

※　近年は、**毎年１回、30分程度の会議**が行われているのみ

関係閣僚会議

１．関係閣僚会議とは

内閣の重要課題について検討や調整を行うために、**その問題に関係する省庁の大臣をメンバー**として設置される協議機関。

２．検討事項

関係閣僚会議ごとに設定

３．関係閣僚会議の構成メンバー

関係する省庁の大臣

４．その他

現在設置されている関係閣僚会議の例※

- 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議
- 官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議
- 原子力関係閣僚会議
- 再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議
- 所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議　etc

超党派 花粉症対策議員連盟（仮称）　発起人会

➢4月12日（水）
超党派　花粉症対策議員連盟（仮称）発起人会に参加。 超党派となり、再始動！





4月14日　第1回花粉症に関する関係閣僚会議開催



写真：首相官邸

＜構成＞
議　長 内閣官房長官
副議長 農林水産大臣
　　環境大臣
構成員 文部科学大臣
　　厚生労働大臣
　　経済産業大臣
　　国土交通大臣

- **本年６月の骨太方針の取りまとめまで**に、**実態把握**を更に進めること。
- **３本柱**を、来年の飛散期を見据えた施策から今後１０年を視野に入れた施策まで、対策の全体像を取りまとめること。
  - ① 官民を通じた**スギの伐採加速化計画**の策定・実行、外国材から国内材への転換による**需要拡大**、**花粉の少ない健全な森林**への転換などの発生源対策
  - ② スーパーコンピュータやＡＩを活用した**花粉飛散予報の抜本的改善**や予報内容の充実、**飛散防止剤の実用化**などの飛散対策
  - ③ 舌下免疫療法など**根治療法の普及**に向けた環境整備、**花粉症対策製品等の開発・普及**などの曝露（ばくろ）・発症対策
- 花粉症という社会問題の解決に向けて、目に見える結果が出せるよう、実効性のある対策をまとめ、政府・関係閣僚あげて対策を速やかに実行してください。

4月26日 超党派花粉症対策議連 設立総会

●全党の国会対策委員長が発起人を務める、会員数70名

山口俊一会長
それぞれの対策について、深堀して全体像見ながら進めたい。
6月の骨太方針にも反映できるように考えている。
一人でも国民の皆さんが楽にこの時期を過ごせるよう、各党と力を合わせて頑張っていきたい。



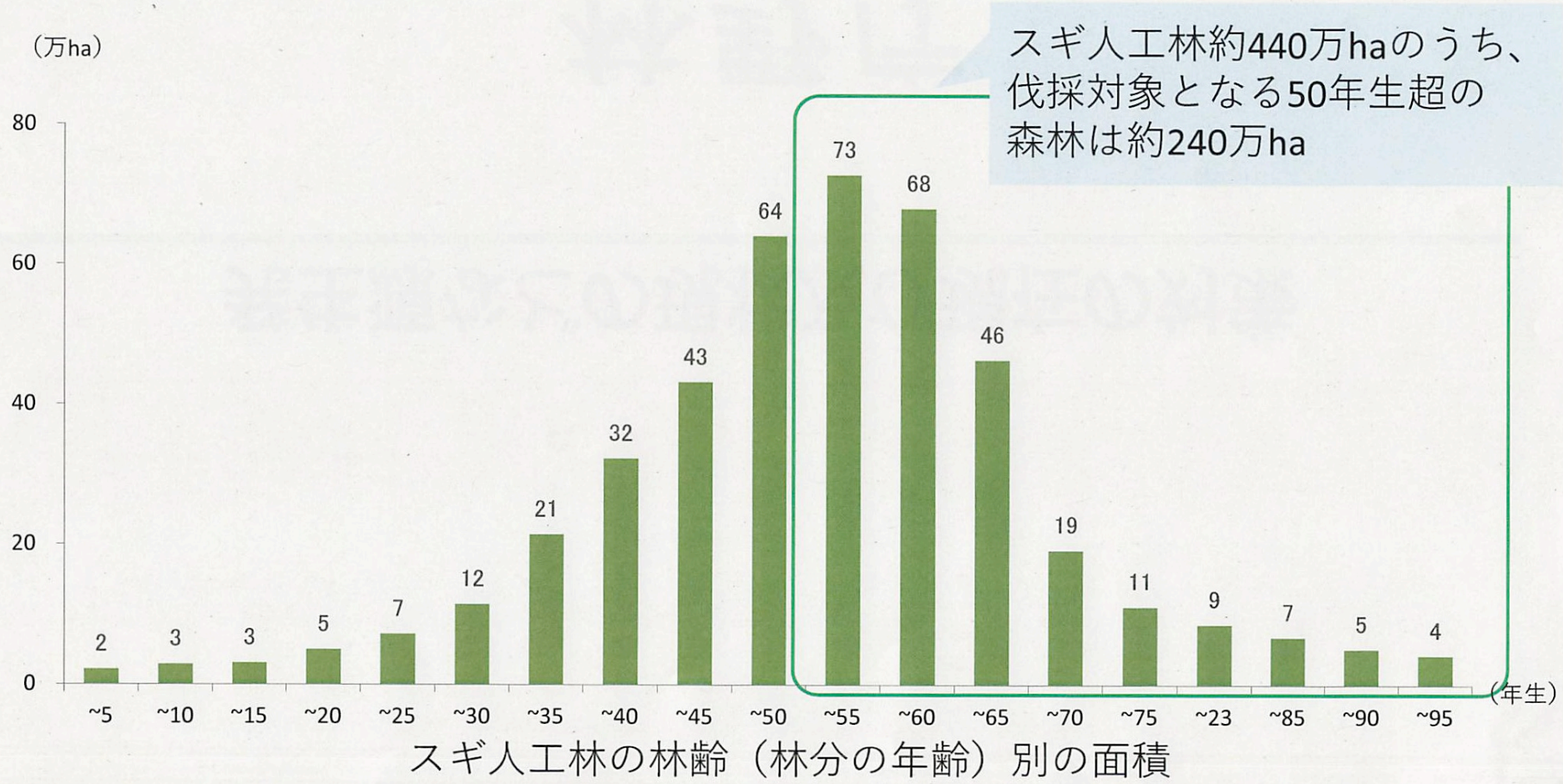


私の質疑の決算委員会から、これほどの流れになり感慨深い。
役所は、できないことを並べるのではなく、「できることは何でもやる」という意気込みで、全力で取り組んでもらいたい。政治でもしっかりと後押ししていく。

関係閣僚会議で示された、
各省の現状と課題

スギ人工林の現状

我が国のスギ人工林は全国で約440万haであり、伐採対象となる50年生を超えているものが50%以上となっている状況。



スギ人工林の林齢（林分の年齢）別の面積

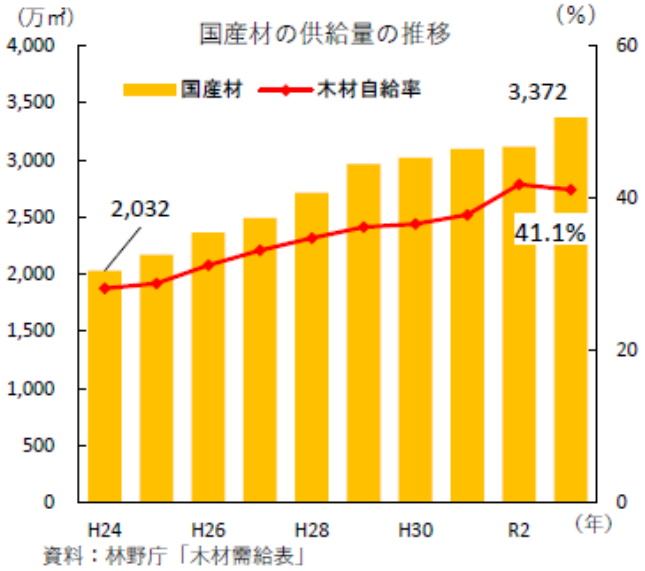
資料：林野庁「森林資源の現況」（平成29年3月31日現在）

花粉発生源対策の現状

伐って利用します

国産材の供給量は、森林資源の充実や合板原料としてのスギ等の利用の増加などを背景に、H15年以降、増加傾向。

H24　　R3
2,032万㎥ → 3,372万㎥



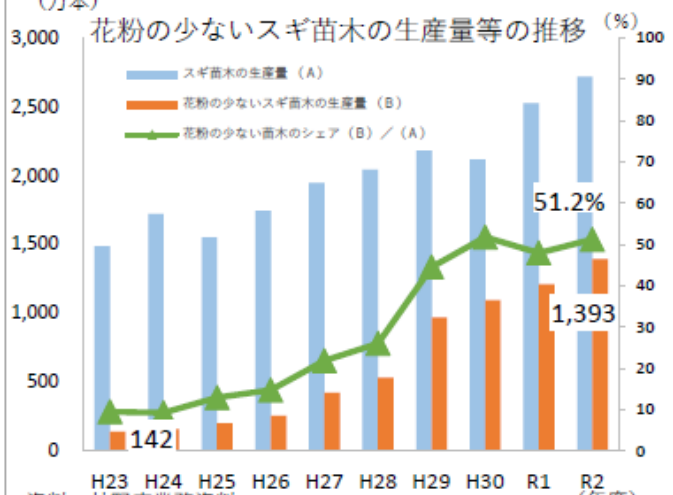
資料：林野庁「木材需給表」

植え替えます

少花粉スギや無花粉スギなどの花粉の少ないスギ苗木の生産は、

H23　　R2
142万本 → 1,393万本

10年間で約10倍に増加。
スギ苗木の年間生産量の約５割。



資料：林野庁業務資料
注：H29年度までは花粉症対策苗木、H30年度からは花粉症対策に資する苗木を集計

出させません

スギの雄花を選択的に枯死させる飛散防止剤の開発を支援。



飛散防止剤により枯死したスギの雄花

課題

利用期を迎えたスギ人工林は5割を超える中で伐採・利用は不十分。 伐採等にかかる労働力の確保やスギの需要創出が必要。	花粉の少ないスギ苗木の生産量は5割に達したが、これらの苗木により植え替えたスギ林の累計は全体の１%未満。 更なる生産量の拡大が必要。	飛散防止剤は実用化前で開発中。 効果的・低コストな空中散布技術の確立や森林生態系への影響評価等が必要。

出典：林野庁

環境省における花粉症に関する取組

環境省では、2つの調査を実施（令和5年度予算：9百万円）
①スギ花粉の飛散予測のためのスギ雄花花芽調査
②スギ・ヒノキ花粉の飛散開始日及び飛散数を調査

【スギ雄花花芽調査】

- 春に飛散するスギ花粉は、スギ雄花の着花量（花粉生産量）に大きく依存する。
- 平成16年度から毎年11月から12月にかけてスギ雄花花芽（着花量）の調査を全国34地点で林野庁及び環境省が実施。
- 調査結果を分析し、毎年12月に翌年春の花粉飛散量見込みについて環境省が公表。

（報道機関等からも広く周知され、花粉症の予防を促す情報として活用されている。）



スギ雄花及び
雄花をたくさんつけたスギ

【スギ・ヒノキ花粉実測調査】

- 全国24地点でスギ・ヒノキ花粉飛散開始日と花粉飛散量を観測し、花粉情報サイトにて提供。

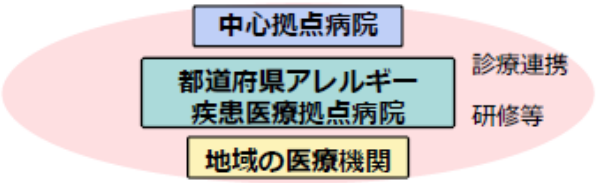
課題

飛散量予測・実測の充実、より効果的な周知・伝達方法の検討

※その他、環境省においては、花粉症に関する最新の情報を国民に広く提供するため「花粉症環境保健マニュアル」を作成

出典：環境省

厚生労働省における花粉症対策の取組について

項目	厚生労働省の花粉症対策の取組
花粉症を含むアレルギー性鼻炎の適切な治療	○　重症度に応じ、**症状を抑えるための対症療法**と、アレルゲン免疫療法などの**症状が出ないようにするための治療法**があり、**関係学会と連携した診療ガイドラインの策定**などを実施。 症状を抑えるための主な治療（対症療法） ・軽症～中等症：内服薬、点眼薬、点鼻薬 ・重症：上記に加えて、注射を用いた治療等  症状が出ないようにするための主な治療 ・スギ花粉によるアレルギー性鼻炎に対するアレルゲン免疫療法（※） ※ アレルゲン物質を濃縮した薬剤により症状を出にくくする治療法。  課題：皮下注射に比べて負担の少ない治療として、舌下錠が開発されたが、十分に普及していない。
花粉症を含むアレルギー疾患に関する情報提供	○　最新の知見に基づく**治療法や医療機関情報等**について、平成30年度に開設した**「アレルギーポータル」**という**ウェブサイトを通じた情報発信等**を実施。 ・　アレルギーポータル（ウェブサイト）で疾患の説明や医療機関情報（専門医、拠点病院、相談窓口）を掲載 ○　アレルギー相談員養成研修会の実施。 ○　患者に接する施設の方々のためのアレルギー疾患の手引きの作成・改訂。
アレルギー疾患に対する医療提供体制の整備	○　花粉症を含むアレルギー疾患に対する**医療提供体制の整備を推進**。 ・　国が、**中心拠点病院**を指定（**2か所**） ・　都道府県が、**都道府県アレルギー疾患医療拠点病院**を指定（**47都道府県、78医療機関**（令和５年３月時点）） **拠点病院を中心とした医療提供体制の整備** 

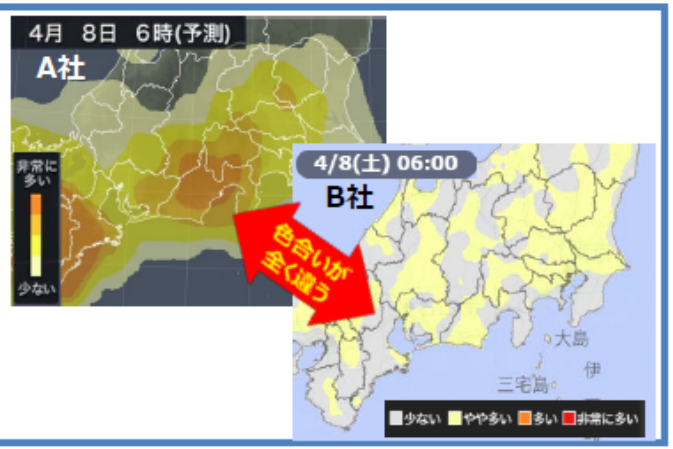
出典：厚生労働省

花粉飛散予測の現状と課題

国土交通省

現状と課題

様々な民間事業者が花粉の飛散予測を実施
・予測精度が十分ではなく、花粉発生量に関する情報や、より精緻な低い空域の気象情報が必要
・公表する際の表現方法はまちまちであり、国民が適切な行動をとれていない可能性がある



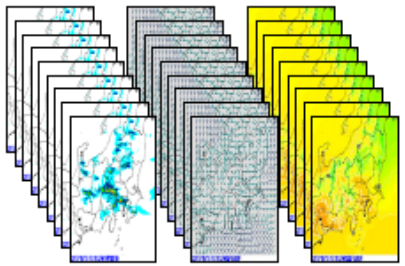
現在の役割分担

【環境省・農水省】
はなめ
花芽の生育状況等を把握・公表



花粉発生量に関する情報

【気象庁】
花粉飛散予測の基礎資料を提供



低い空域の風・気温・降水等の予測

【民間事業者】
・官から提供される情報を基礎資料として長年蓄積した独自のノウハウで予測
・予測の表現方法は各社でまちまち

出典：国土交通省

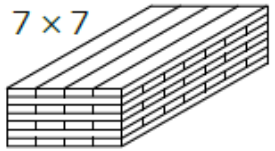
建築分野における木材の需要拡大に向けた取組み

国土交通省

①建築基準の合理化

○実験で得られた科学的知見等により**安全性の確認等を行い、構造関係及び防火関係の規制を順次合理化。**

構造関係規定の合理化例

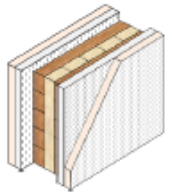


CLTの層構成の例

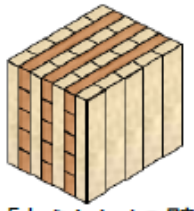
部材レベルの試験等を踏まえ、**設計に用いる強度の基準**を策定(H28～)

CLTの基準強度について**樹種**や**層構成**を順次追加(H30、H31、R4施行)

防火関係規定の合理化例



防火被覆した木材の壁



「あらわし」の壁が可能に

木を被覆材で覆うことなく「あらわし」で設計することを可能化【延べ面積3000㎡まで】（R1施行）

延べ面積3000㎡超の大規模建築物にも適用可能に（R6施行予定）

②中大規模木造建築物プロジェクトへの支援

○木造化の普及に資する優良なプロジェクト、先導的な木造建築物プロジェクトに対して支援し、**中大規模木造建築物の整備を促進。**



CLTを用いた10階建て共同住宅

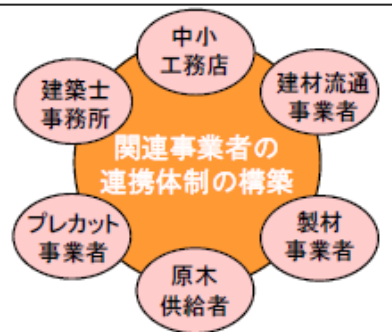


木質耐火部材を用いた大規模庁舎

③地域材を活用した住宅整備への支援

○**地域の中小工務店が木材の供給者等と協力**して行う省エネ性能等に優れた**木造住宅等の整備を支援。**

※**R5年度より構造材に地域材を活用した場合の加算措置を拡充**



出典：国土交通省

花粉症に関する研究例

文部科学省

1．現在の主な取り組み

- 文部科学省においては、大学や国立研究機関等において、花粉症の発症メカニズムの解明や新たな治療法の開発につながる基礎的な研究を推進。

項目	内容
発症メカニズムの解明	スギ花粉に含まれるアレルゲンタンパク質以外のアレルギー発症に関わる原因分子として、**スギ花粉粒内に潜在する多糖成分がアレルゲンに対する抗体産生を促進**させることを明らかにし、さらに発症に関わる**免疫細胞および多糖成分に対する受容体の役割を解明**。
舌下免疫療法のメカニズム解明	作用メカニズムが不明であった舌下免疫療法について、舌下免疫療法を行うと、**アレルギーを引き起こす病原性記憶 T 細胞の機能が抑えられる**ことを解明。

2．今後の方向性

- 当省としては、花粉症の治療法・治療薬等の開発に資するため、研究者等からの提案に基づき、様々な研究資金制度を活用した基礎研究や、国立研究機関等における研究開発等に対する支援を着実に推進。

出典：文科省

視察

情報通信研究機構（NICT）

2023年1月19日







①リモートセンシング技術

フェーズドアレイ気象レーダ（MP-PAWR）、航空機搭載SAR等の研究開発について

②量子暗号技術

光子を使い、原理的に盗聴できない暗号通信を実現するための研究開発に関する取組や鍵配送装置の実機、量子ICT人材育成について

③Beyond 5G関連技術（無線）

Beyond 5Gの実現に必要な超高速・大容量通信等を可能とする無線通信技術の研究開発について

④Beyond 5G関連技術（有線）

Beyond 5Gの実現に必要な超高速・大容量通信等を可能とする有線通信技術の研究開発

⑤サイバーセキュリティ技術

インシデント分析センターのサイバー攻撃観測・分析網を用いたサイバー攻撃の現状把握技術と、適切な対応を行なうための技術確立を目指した研究開発やセキュリティ人材育成について

⑥耐災害情報通信関連技術

大規模災害発生時も機能する情報通信技術の研究開発

⑦社会知解析技術

SNS上の災害情報をリアルタイム分析して、特定のエリアの災害に関する問題・トラブルを自動的に抽出するシステム

埼玉県戸田市不登校施策等視察

2023年1月20日

➢ 視察概要

① 戸田市立草原小学校内「パレットルーム」視察
（不登校児童の小学校内の居場所）

② 埼玉県立戸田翔陽高等学校内 不登校生徒支援教室「いっぽ」視察
（中学校の不登校生徒への支援）

③ 戸田市立教育センター内「すてっぷ」視察
（不登校児童生徒に適したプログラムを民間委託で実施）





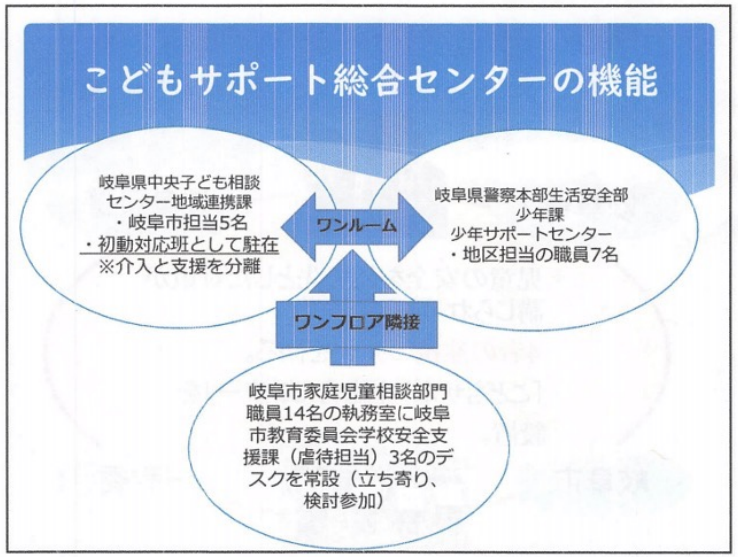


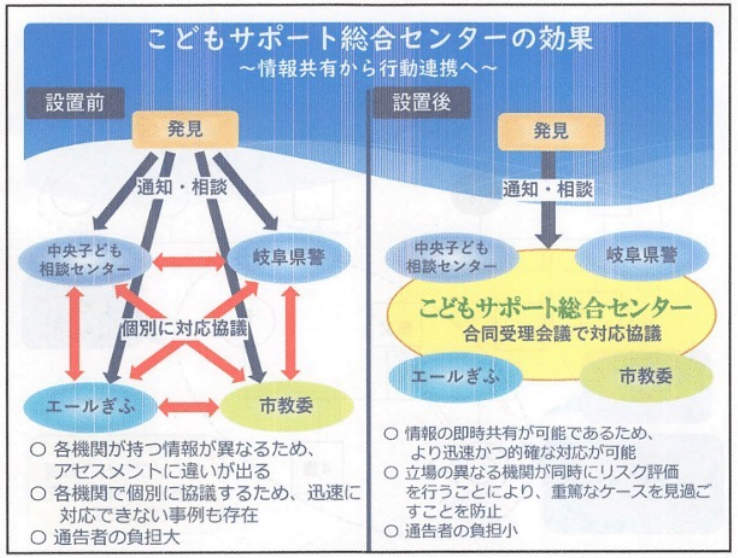


児相と警察の連携「エールぎふ」を視察

2023年2月10日

岐阜県にある「こどもサポート総合センター」を視察。重篤な児童虐待を見落とすことがないように、岐阜県、岐阜県警、岐阜市、市教育委員会の４者が連携して対応するための施設。





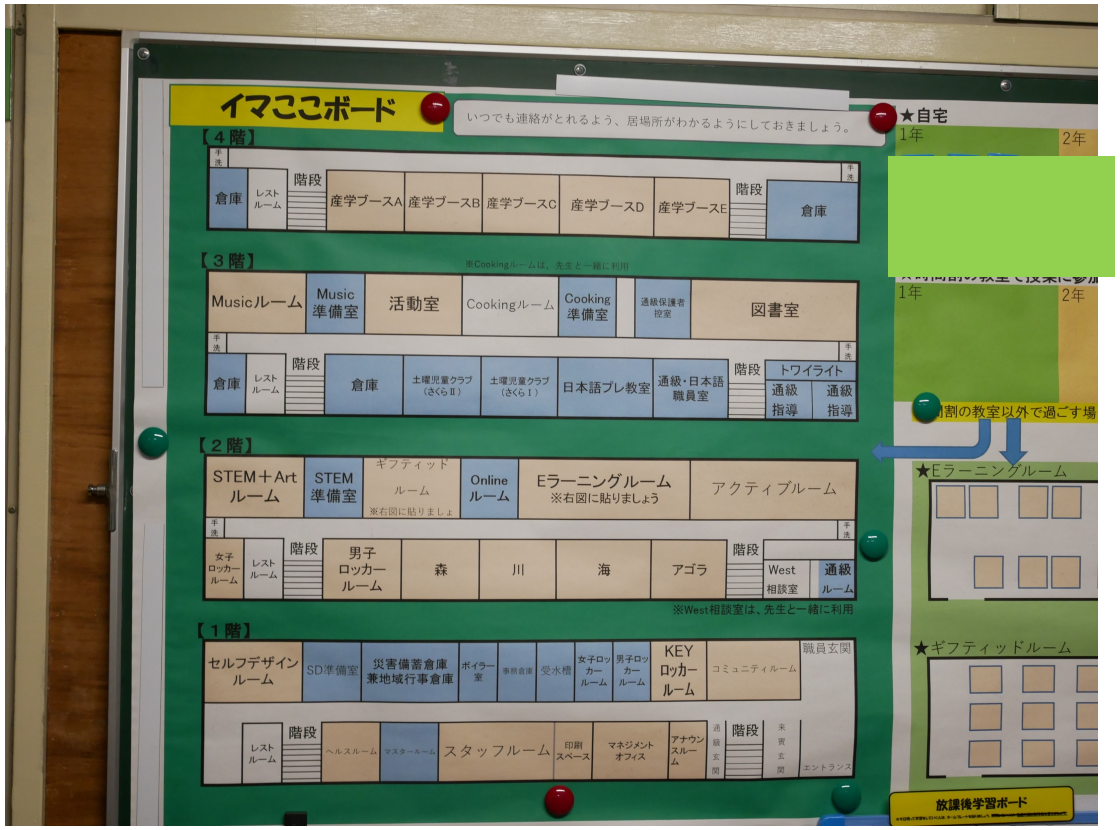
児相と警察連携の効果

① 立場の異なる機関が同時にリスク評価を行うことで、重篤なケースの見過ごしを防止できた
② 細かなニュアンスも含めた情報の即時共有が可能になり、より迅速で的確な対応が可能になった
③ 各機関が持つ情報が異なることで生じていたアセスメントの違いがなくなった
④ 通知・相談の窓口がひとつになり、通告者の負担が減った





岐阜県視察：岐阜市立草潤中学校

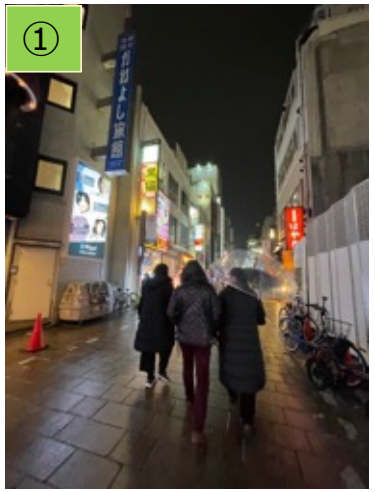






大阪視察：こども支援の現場

2023年2月18･19日









①夜の風俗街
②若者の性に関する相談を行い医療に繋げる企業
③若者が自由に利用できるフリーカフェを行う現場
④産前産後、母子生活支援、乳児院、保育所、夜間保育、病児保育、学童保育、自立援助ホームまで全ての機能を持っている施設







⑤乳児院
⑥先輩ママが後輩ママをサポートし続ける地域コミュニティ活動
⑦若者シェアハウス。若者と2時間以上語らう

お知らせ

お知らせ



次週、5月3日(水)の
さんちゃんねるはお休みです。

次回の放送は
5月10日(水)21:00～です。